

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正  
試案」についての国土交通省からの回答

2-⑬ 法令名： 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（H6法8）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	2級河川 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
7①②④ ⑤ ⑧⑨⑩	河川管理者事業計画の作成、実施等	省令①	—	法定 (2)②	—	自治	—	—

2-18 法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（S50法67）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
＜土地区画整理法9③＞	都府県知事から、個人施行の認可をしたときに、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること※36Iにおいて準用	規則51の2	—	—	—	—	事後報告	自治		
＜土地区画整理法21③＞	都府県知事から、住宅街区整備組合の設立認可したとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること※51Iにおいて準用	規則51の2	—	—	—	—	事後報告	自治		
＜土地区画整理法39④＞	都府県知事から、住宅街区整備組合の定款変更等の認可したとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること※51Iにおいて準用	規則51の2	—	—	—	—	事後報告	自治		
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	事後報告	自治		
＜土地区画整理法55⑧＞	都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都府県知事から、市町村施行の住宅街区整備事業の認可をしたときに、当該住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※57Iにおいて準用	規則51の2	—	自治	—	—	事後報告 (図書の送付を受けることについて)	自治		
＜土地区画整理法55⑯＞	都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の変更認可※57Iにおいて準用	規則51の2	—	自治	—	—	事後報告	自治		
58①、59①	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	事後報告	自治		
59④	施行規程等の縦覧 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	事後報告	自治		
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	事後報告	自治		
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	事後報告	自治		
59⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	事後報告	自治		
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	—	—	—	事後報告	自治		



2-18 法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)
95①	報告徴収、勧告等	規則51の2	規則51の2	自治	95①	—
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の2	—	—	—	—
〈土地区画整理法124～126〉	是正の要求※96において準用	規則51の2	規則51の2 (126①のみ)	—	—	—
		規則51の2	規則51の2	自治	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)	
法定	○		
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○		

2-25 法令名： 都市再開発法 (S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
2の2⑥	住宅供給公社の施行の必要を認めること	規則40	—	自治	—	—
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (個人施行の認可)	規則40	—	—	—	—
19①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40	—	—	—	—
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の定款等の変更の認可) ※38②において準用	規則40	—	—	—	—
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(市の みが設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等 の認可等) ※58③④において準用	規則40	—	—	—	—
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること (再開発会社の市街地再開発事業施行の認可)	規則40	—	—	—	—
<50の8>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開 発会社の合併等の認可) ※50の12②において準用	規則40	—	—	—	—
51①	設計概要の認可 (都道府県の市街地再開発事業)	規則40	—	自治	—	—
<51①>	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の 事業計画変更) ※56①において準用	規則40	—	自治	—	—
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40	—	自治	—	—
<55①>	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56①において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56①において準用	規則40	—	自治	—	—
58①	施行規程及び事業計画の認可等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	—
72①④	権利変換計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治		事後報告	
自治		事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)	
自治		事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)	
自治		事後報告	
自治			

2-㉔ 法令名： 都市再開発法 (S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限		同種事務を都道府県が行う場合	
		大臣の執行権留保	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
99の3③	特定建築者決定の承認 (都道府県が設立した地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	—	—
118の6①	管理処分計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	—	—
99の3③	施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合の承認※118の28②において準用	規則40	—	—	—
120③	地方公共団体の分担保の裁定等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	—	—
124①②	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40	規則40 (124①のみ)	124①	—
124②	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40	規則40 (124①のみ)	124①	—
126①②	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構以外に係るもの)	規則40	規則40	126②	—
126①	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構に係るもの)	規則40	規則40	126②	—
126②	処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40	規則40	126②	—
133①	管理規約の認可 (都道府県が設立した地方住宅供給公社施行に係る認可)	規則40	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
自治			

2-③③ 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後			備考	
				指定区間内の1級河川 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
9①	河川の管理	令53④	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	法定	○	指示 事後報告	P

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-35 法令名： 新住宅市街地開発法 (S38法134)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
22①	住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が定めようとする処分計画の認可等	規則27	—	自治	—	—
22②③	都道府県が定めようとする処分計画の同意等	規則27	—	自治	—	—
40	新住宅市街地開発事業に関する技術的援助	規則27	規則27	自治	—	—
41①	施行者である住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対する監督	規則27	—	自治	—	—
41②	施行者である都道府県に対する監督	規則27	規則27	自治	—	—
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	規則27	—	自治	—	—
42	施行者に対する報告の徴求、勧告等	規則27	規則27	自治	42	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
法定	○		
自治			
法定	○		
自治			
法定	○		

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
3⑤	土地区画整理事業を施行すること等	規則24	—	—	—	—
3の3	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24	—	自治	—	—
9③	都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
21③	都道府県知事から、土地区画整理組合の設立認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
39④	都道府県知事から、土地区画整理組合の定款変更等の認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
51の9③	都道府県知事から、土地区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
52①	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可	規則24	—	自治	—	—
55⑧	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること *都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	自治	—	—
55⑫	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の変更認可	規則24	—	自治	—	—
70①	土地区画整理審議会を置くこと	規則24	—	—	—	—
<65>	評価員の選任等※71で準用	規則24	—	—	—	—
71の2①、71の3④⑥⑦⑧⑩	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))※71の3⑨において準用	規則24	—	自治	—	—
71の3⑩、<71の3④⑥⑦⑧⑩>	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))※71の3⑨において準用	規則24	—	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			例外
自治		事後報告	
自治		事後報告(図書の送付を受けることについて)	
自治		事後報告	例外
自治		事後報告	例外
自治		事後報告(71の2①)	
自治		事後報告(71の3④)	

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限(メルクマール)
72①	土地区画整理事業の施行の準備等に必要がある場合、他人の占有する土地に測量及び調査のため立ち入ること等	規則24	—	自治	—
73④	土地の立入等に伴う損失の程度を証するために必要な資料の作成	規則24	—	自治	—
74	土地区画整理事業の施行の準備等のため、登記所等に対し無償で必要な簿書の閲覧等を求めること	規則24	—	自治	—
75	都道府県知事等から土地区画整理事業に関する専門的知識を有する職員の技術的援助の請求を受けること	規則24	規則24	自治	75
76①③④⑤	土地区画整理事業の施行地区内において土地の形質の変更等を行うおととする者に対する許可等	規則24	—	自治	—
79①	事業施行のために必要な施設の設置のための土地の使用	規則24	—	自治	—
80	仮換地等の指定後の従前の宅地における工事	規則24	—	自治	—
81①②	標識の設置等	規則24	—	自治	—
82①②	土地の分割又は合併の手続	規則24	—	自治	—
83	登記所への届出	規則24	—	自治	—
84①②	関係図書の備付け等	規則24	—	自治	—
85①③④⑤	権利の申告の受理等	規則24	—	自治	—
85の2①②⑤⑥⑦	住宅先行建設区への換地の申出の受理等	規則24	—	自治	—
85の3①④⑤⑥⑦	市街地再開発事業区への換地の申出の受理等	規則24	—	自治	—
85の4①②⑤⑥⑦	高度利用推進区への換地の申出の受理等	規則24	—	自治	—



備考	権限移譲後	
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限(メルクマール)
例外		
例外		
例外		
	法定	○
例外		



2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限
107①②	換地処分の登記所への通知等	規則24	—	自治	—
108①②	保留地等の処分	規則24	—	自治	—
109①②	減価補償金の交付等	規則24	—	自治	—
110①③④⑤⑧	清算金の徴収・交付等	規則24	—	自治	—
111①②	清算金等の相殺	規則24	—	自治	—
112①	清算金の供託	規則24	—	自治	—
114③④	権利の放棄による損失の補償の求償等	規則24	—	自治	—
116④⑤	賃貸借契約の解除による損失の補償の求償等	規則24	—	自治	—
117の2③④	住宅先行建設区に係る勧告等	規則24	—	自治	—
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	規則24	—	—	—
120①②	公共施設管理者への負担金の請求等	規則24	—	自治	—
123①②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24	規則24	自治(123①のみ)	123
123④②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24	規則24	自治(123①のみ)	123
126①	都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対する是正要求	規則24	規則24	—	—
135①②	事業の施行により生じた工事の費用の負担等	規則24	—	自治	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
			例外
自治			
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
			例外

2-48 法令名： 道路法 (S27法180)  
(1-5)

条項	事務内容	出先機関 の基への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				国の関与 (メルクマール)
				補助国道		都道府県道		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【道路管理者としての権限】							
13①	指定区域間内の国道の維持・修繕	令39①	—	法定 (2)①	13③	自治	—	—
47の2① ②⑤	限度を超こえる車両の通行の許可	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
47の2③	限度を超こえる車両の通行の許可に係る手数料の 徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—
48の2① ②④	自動車専用道路の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<92④>	道路予定区域の不要物件の交換等 ※91②)において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<93>	道路予定区域の不要物件の使用の申出 ※91②)において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
92①④	不要物件の交換等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
93	不要物件の使用の申出	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国立公園内における指定等に関する事務

2-59 法令名： 運河法 (T2法16)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
1	運河の開設の免許 (*)	規則22	—	—	—	—
2①	工事設計の認可の申請期限の指定 (*)	規則22	—	—	—	—
3②	運河の接続に係る設備共用命令等	規則22	—	法定 (7)	—	—
8①	事業の報告の徴収等	規則22	—	法定 (7)	—	—
9	運河の維持修繕命令等	規則22	—	法定 (7)	—	—
15①、16①	運河及び附属物件の買収	規則22	—	自治	—	—
17	免許の取消 (*)	規則22	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外

(\*) 2以上の地方整備局の管轄区域にまたがる運河に関するもの以外のものを地方整備局長へ委任

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
  - (7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

民法(M29法89)

追加3 法令名:

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特別民法法人の監督)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(マルクマール)	大臣並行権限	国の関与(マルクマール)	事務区分(マルクマール)	大臣並行権限	国の関与(マルクマール)	
38②	定款の変更の認可	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
67②	公益法人への命令	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
67③	公益法人の検査	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
71	公益法人の設立許可の取消	政令2④(※1)	-	自治	-	-	法定			
72	残余財産の処分の認可	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
77①	解散登記の届出の受理	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
77②	精算人の登記の届出の受理	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
83	清算終了の届出の受理	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
84の2②	都道府県の執行機関への指示	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
84の2③	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
84の2④	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			



(※1) 整備法第95条においてなお従前の例によることとされた廃止前の公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(H4政令161)



個表番号： 2-⑪ 法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
62③	模範定款例を定めること	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため					
264③	事業計画において定めた設計概要の認可分担金の協議に依る裁定等(機構施行事業を除く)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

個委番号： 2-18 法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (S50法67)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため					

個表番号：2一④ 法令名：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（S45法136）

権限移譲後								
条項	事務内容	事務の区分（法定受託事務か自治事務か）		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
48④	報告徴取 （油濁防止緊急措置手引書等の作成等）	法定		○		事後報告 指示	OPRC-HNS 議定書において、締約政府は、汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的体制を確保しなければならないこととされている。その担保手段として国内法で規定している油濁防止緊急措置手引書の作成命令等については、特定広域連合に事務を移譲した場合にも、国としての条約履行を担保するため、大臣が自ら権限を行使するほか、必要に応じて特定広域連合に大臣から指示を行うことにより、機動的・効率的に情報収集及び対応を行うことが可能な仕組みが必要。	その他
48⑦	油濁防止緊急措置手引書の検査等	法定		○		事後報告 指示	同上	
49の2	必要な指導、助言及び勧告	法定		○		事後報告 指示	同上	

個表番号： 2-㉔ 法令名： 都市再開発法 (S44法38)

条項	事務内容	権限移譲後						
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
120③	地方公共団体の分担金の 裁定等 (地方住宅供給公社に係る もの)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する 必要があるため。					

個表番号： 2-㉔

法令名： 都市計画法 (S43法100)

権限移譲後								
条項	事務内容	事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
62①	都市計画事業の認可等の告示等 (国が施行する都市計画事業を除く) (市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務を除く)	法定				事後報告 (都道府県から図書の写しの送付を受ける事務について)	広域の実施体制が認可を行った際の報告については、都市計画法第59条の認可の事務に係る事後報告で確保されており、本件事後報告は、都市計画法第62条第1項に規定されている都道府県知事が認可した場合において国土交通大臣が図書の写しの送付を受け事務について、広域の実施体制への移譲後も、引き続き行うことを意図したものである。	

個表番号：2-30 法令名：流通業務市街地の整備に関する法律（S41法110）

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
44④	承認の処分の取り消し又は変更（地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

法令名： 地方住宅供給公社法（S40法124）

備考番号： 2-31

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）		有無	大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由		修正の理由	修正の理由	修正の理由		
5②	定款の変更の認可 （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
9	設立の認可 （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
12④	監事からの意見を受けけること	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
26②	業務方法書の変更の認可	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
36②	解散の認可 （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
37の4	清算人の就職の届出の受理	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
38の2③ ④	裁判所に対し地方公社の解散及び清算 に関し意見を述べること	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
38の3	清算終了の届出の受理	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
40①	業務等の報告を求め、又は立入検査等 を行うこと （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
41	監督上必要な命令をすること （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						

法令名：地方住宅供給公社法(S40法124)

個票番号：2-㉓

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
42①	業務等の停止等を命ずること (地方公社)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
42②	認可を取り消すこと (地方公社)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈12④〉	監事からの意見を受けること(共同して 設立した地方公社)※43②において読 替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈27〉、43 ③	事業計画及び資金計画の承認等(共同 して設立した地方公社)※43②において 読替)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈32①〉	地方公社の提出する財産目録、貸借対 照表及び損益計算書の受理(共同して 設立した地方公社)※43②において読 替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈40①〉	業務等の報告を求め、又は立入検査等 を行うこと(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈41〉	監督上必要な命令をすること(共同して 設立した地方公社)※43②において読 替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈42①〉	業務等の停止等を命ずること(共同して 設立した地方公社)※43②において読 替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

個表番号: 2-35

法令名: 新住宅市街地開発法 (S38法134)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

個表番号: 2-46

法令名: 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

個表番号： 2-⑤1 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
26①③	事業の認定の告示						「当てはめ修正試案」の20条に記載されている「事後報告」が、広域的实施体制が事業認定告示を行ったときの国土交通大臣に対する報告を行うこと(前回当省から提出した「様式2」において26条の「国の関与」欄に記載)を指しているのであれば、26条1項及び3項の事務においては広域的实施体制から国土交通大臣に対して事後報告を行う必要はないため。	
<26①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示※138において準用						「当てはめ修正試案」の20条に記載されている「事後報告」が、広域的实施体制が事業認定告示を行ったときの国土交通大臣に対する報告を行うこと(前回当省から提出した「様式2」において26条の「国の関与」欄に記載)を指しているのであれば、26条1項及び3項の事務においては広域的实施体制から国土交通大臣に対して事後報告を行う必要はないため。	

編號番号: 3-4④ 法令名: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (H18法91)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		修正の理由	有無	修正の理由	修正の理由	国の関与	修正の理由	
9②	旅客施設の建設等に係る届出の受理	法定				事後報告	ハリアフリー促進は、国の基本方針に基づき国策として進めているものであり、国土交通大臣がハリアフリー施策の企画・立案を行う上で、迅速に旅客施設の実態を把握する必要があるため、事後報告が必要。	
9③	旅客施設に関し必要な措置を取るべきことの命令	法定	○	ハリアフリー促進は、国の基本方針に基づき国策として進めているものであり、特定広域連合により必要な措置命令がなされない場合には、国土交通大臣が直接的に必要な措置命令を行わなくてはならないと認められることが適当。		事後報告	本命令は何らかの違反に対する是正措置を命ずるものであることから、このような事態・問題の発生状況は国土交通大臣がハリアフリー施策の企画・立案を行う上で迅速に把握しておくべき重要な情報であり、事後報告が必要。	
38②③	公共交通特定事業者の乗降要請に応じない旨の通知の受理及び実施すべき旨の報告	法定				事後報告	本動告は、ハリアフリー促進の観点から問題・課題が生じている場合になされるものと考えられ、国土交通大臣がハリアフリー施策の企画・立案を行う上で迅速に把握しておくべき重要な情報であるため、事後報告により把握することが必要。	
38④	移動等円滑化のために必要な措置を取るべき旨の命令	法定	○	ハリアフリー促進は、国の基本方針に基づき国策として進めているものであり、特定広域連合により必要な命令がなされない場合には、国土交通大臣が直接的に必要な措置命令を行うことができる仕組みを設けることが適当。		事後報告	同上	
53①	公共交通事業者等に対する報告の徴収、立入検査等	法定	○			指示 事後報告	ハリアフリー促進は、国の基本方針に基づき国策として進めているものであり、国土交通大臣がハリアフリー施策の企画・立案を行う上で、適切なタイミングで公共交通事業者等の動向・実態を迅速に把握する必要があるため、事後報告を設けることが適当。 また、たとえは特定の設備の設置状況等については全国的調査が必要となるようなケースでは、他地域においては地方整備局が行うのと同様、特定広域連合を通して調査を行うことが効果的という、報告徴収等について指示できる仕組みが必要。	

欄表番号： 3-⑥ 法令名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（H17法85）

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
4①③⑤	総合効率化計画の認定等 （*）	法定				同意 事後報告	本法には倉庫業法等に係る特別措置が設けられており、国が同意した計画の認定状況について迅速に把握しておくことが必要。	
5①②	総合効率化計画の変更の認定、取り消し（*）	法定				同意 事後報告	同上	
21	認定総合効率化事業者に 対する報告徴収（*）	法定		○	特定広域連合による必要な報告徴収が行われない場合には国土交通大臣が自ら報告徴収を行えるよう並行権限が必要。	指示 事後報告	国土交通大臣が認定総合効率化事業の実施状況について確認を要するような情報を覚知した場合、認定権者である特定広域連合に指示することにより報告徴収を行うことが効率的であることも多いと考えられることから、指示を行える仕組みが必要。	

（\*）港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る

[用紙番号 国土交通省—1]

個表番号	2—②	法律名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（H19 法 66）
条 項	4① 5 7② <7②> 9② <9②> 12① 13	事務内容	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出受理 住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認 住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理 住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理 住宅建設瑕疵担保保証金の取り戻しの承認 住宅販売瑕疵担保保証金の取り戻しの承認 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出受理 住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく上記の国土交通大臣の事務は、建設業法及び宅地建物取引業法に基づく許可又は免許及び監督処分権限を有する機関による当該規制対象事業者に関する事務であり、それらの法律に基づく規制・監督と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p> <p>したがって、建設業法及び宅地建物取引業法に基づく事務については「用紙番号 国土交通省—80」及び「用紙番号 国土交通省—56」のとおりであることから、標記事務についても移譲できない。このため、ご提案の区域外権限行使をはじめとする「特例的な取扱い」を講じてもお移譲することはできないものである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>建設業法及び宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省—2]

個表番号	2-②	法律名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（H19法66）
条 項	28①	事務内容	報告徴収・立入検査（保険法人に対するもの）
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>住宅瑕疵担保責任保険は、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行を確保することによって住宅購入者等の保護を図ることを目的としており、また、供託による資力確保がなされるもの以外のすべての住宅に付保されるものである。</p> <p>このような住宅瑕疵担保責任保険の引受け等を行う住宅瑕疵担保責任保険法人に係る業務の性質に鑑み、国土交通大臣（本省）が、制度の企画・立案、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定や業務規程・事業計画の認可、指定の取消し等を一元的に行い、報告聴取・立入検査についてのみ、本省の権限と併せて本省の指揮監督の下で現場に近い地方整備局等で機動的に行えることとしているところである。</p> <p>報告徴収・立入検査の権限は、本省が行う住宅瑕疵担保責任保険法人の指定・監督権限と一体不可分であり、これらの権限を有する国土交通大臣において一元的に行使すべきものであり、国でない広域的实施体制に行うことはできない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定・監督権限と一体不可分であり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—3]

個表番号	2-④	法律名	景観法 (H16 法 110)
条 項	65①②	事務内容	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 国交大臣への通知受理等
	72⑤⑥		市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 国交大臣への通知受理等（景観地区工作物制限条 例）
	76⑤⑥		市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 国交大臣への通知受理等（地区計画等形態意匠条 例）
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>景観法に基づく上記の事務・権限は、建設業法、建築士法及び宅地建物取引業法に基づく業務停止等の監督処分権限を有する機関に対して情報提供を行うための手続きであり、それらの法律に基づく監督処分権限と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>建設業法、建築士法、宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、市町村が違反建築物に係る措置をしたときの通知受理等を行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—4]

個表番号	2-④	法律名	景観法 (H16 法 110)
条 項	78①②	事務内容	勧告、助言又は援助 (市町村長)
<b>① 当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>景観法に基づく上記の事務は、景観地区を含む都市計画行政の適切な実施を図るため、景観法及び我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管する国土交通大臣が、景観法の第3章（景観地区）の規定の適用に関して必要なものとして行うものである。</p> <p>したがって、景観法を所管しないためその解釈・是正権を持たず、また我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管しないためその企画立案権を持たない広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>景観法及び我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管する立場には立ちえない広域的实施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、市町村に対する勧告、助言、又は援助を行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—5]

個表番号	2-⑤	法律名	特定都市河川浸水被害対策法（H15 法77）
条 項	<b>【国土交通大臣の権限】</b> 32① <b>【河川管理者としての権限】</b> 4①④～⑨ 5① 6①③ 25②③	事務内容	都市洪水想定区域の指定等  流域水害対策計画の策定等 流域水害対策計画の実施等 雨水貯留浸透施設の整備等 保全調整池における行為の届出に係る通知を受けること
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○特定都市河川における流域水害対策計画の策定・実施、雨水貯留浸透施設の整備、都市洪水想定区域の指定等に関する事務については、「用紙番号 国土交通省—32」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—6]

個表番号	2-⑤	法律名	特定都市河川浸水被害対策法 (H15 法77)
条 項	【国土交通大臣の権限】 4③	事務内容	流域水害対策計画の策定の同意
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○特定都市河川における流域水害対策計画の策定の同意に関する事務については、「用紙番号 国土交通省—34」で記載する指定区間内の一級河川の管理を行おうとするときの認可及び「用紙番号 国土交通省—35」で記載する都道府県知事が管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事を行おうとする場合に係る協議・同意に関する事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（③についても同じ）。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—7]

個表番号	2-⑤	法律名	特定都市河川浸水被害対策法 (H15 法77)
条 項	【国土交通大臣の権限】 34①	事務内容	測量又は調査のための土地の立入等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該権限は、国土交通大臣が一級河川において特定都市河川流域の指定をするにあたって、具体的範囲を確定するために必要な地形等のデータを把握するため、国土交通大臣が立入調査を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該流域の指定に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、当該流域の指定に係る立入調査を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、当該流域の指定に係る立入調査を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—8]

個表番号	2-⑥	法律名	都市再生特別措置法（H14 法 22）
条 項	58②	事務内容	国道の新設等に係る認可（市町村）
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による認可は当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認められているものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政における国道の新設等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
上記①のとおり。			

[用紙番号 国土交通省—9]

個表番号	2-⑦	法律名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (H14法78)
条 項	101	事務内容	施行者に対する技術的援助
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>国土交通大臣がマンション建替事業の施行者及び施行者になろうとする者に対して行う技術的援助は、国土交通大臣が有するマンションの建替えの円滑化等に関する法律に係る企画・立案等に係る権限を裏付けとして、マンション建替事業の趣旨を踏まえた裁量的・専門的な判断に基づき、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、都道府県知事及び市町村長が行う技術的援助とはその性質を異にするものである。</p> <p>よって、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の企画・立案等に係る権限を有する国がその一環として行うものであり、国でない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>①で述べたとおり、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に係る企画・立案等に係る権限と一体不可分であり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—10]

個表番号	2-⑧	法律名	高齢者の居住の安定確保に関する法律 (H13 法 26)
条 項	51①	事務内容	公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条において、補助財産の処分については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定は、特に国庫補助財産である公営住宅の処分（条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させること）について承認を行い、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国（国土交通大臣）が一元的に行う必要があり、国でない広域的実地体制に行うことはできない。</p>			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>①で述べたとおり、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的実施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—11]

個表番号	2-⑨	法律名	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(H12法149)
条 項	45① 46①② 47 48①② 49 50① 51 81 82 83 84 85 86① 59① 60①④⑤⑥ 61① 62① 64①② 65 66 67	事務内容	マンション管理業登録申請書の受理 マンション管理業者登録簿への登録等 マンション管理業者登録簿への登録拒否 マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等 マンション管理業者登録簿等を閲覧に供すること 廃業等の届出受理(マンション管理業者) 登録の消除(マンション管理業者) 必要な指示(マンション管理業者) 業務停止命令(マンション管理業者) 登録の取消し(マンション管理業者) 監督処分公告(マンション管理業者) 報告徴収(マンション管理業を営む者) 立入検査(マンション管理業を営む者) 管理業務主任者の登録 管理業務主任者証の交付申請の受理等 管理業務主任者証の有効期間の更新 管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理 指示及び事務の禁止(管理業務主任者) 登録の取消し(管理業務主任者) 登録の消除(管理業務主任者) 報告徴収(管理業務主任者)
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることから、国としてマンションにおける良好な居住環境の確保を図る必要がある。このため、マンションの管理の適正化を推進するため、国による登録制度を実施しているところである。</p> <p>国土交通大臣の有する登録制度に係る事務・権限について、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。</p> <p>地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣登録」を行い、事業者が主たる事務所を移転し管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の登録であるように、国土交通大臣による一元的な登録制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的实施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な登録制度に係る事務・権限を担うことはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>①で述べたとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、マンション管理業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—12]

個表番号	2-⑩	法律名	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (H11 法 81)
条 項	9① 10①②③ <9①> 12② 16① 16③ 20 21 22① 23①③ 24①～③	事務内容	住宅性能評価機関の登録 住宅性能評価機関の登録の公示等 住宅性能評価機関の登録更新※11②において準用 登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理 評価業務規程の作成等の届出受理 不適当な評価業務規程に係る変更命令 登録住宅性能評価機関に対する適合命令 登録住宅性能評価機関に対する改善命令 登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等 登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出 受理等 登録住宅性能評価機関の登録取消等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>住宅性能評価制度は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、国土交通大臣及び内閣総理大臣（消費者庁）が定める日本住宅性能表示基準及び国土交通大臣が定める評価方法基準に基づき、住宅の性能に関して全国統一的な評価・表示を行うことで、住宅を建築・購入する消費者の保護を図るものである。</p> <p>住宅性能評価制度において評価の実施を担う登録住宅性能評価機関の登録・監督に係る事務は、そもそも国で一元的に企画・立案されるものであり、国ではない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、本業務に必要な住宅性能評価に関する権限及び知見を有する国が行っており、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—13]

個表番号	2-⑫	法律名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（H7 法39）
条 項		事務内容	指定区間内国道における電線共同溝の建設、道路占有許可等の制限等の道路管理関係事務
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における電線共同溝の建設、道路占有許可等の制限等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

<事務内容及び条項>

- ・電線共同溝を整備すべき道路の指定等（3①～④）
- ・電線共同溝の建設完了後の占有の許可の申請等（4①～④、10）
- ・電線共同溝の建設等（5②～⑤）
- ・電線共同溝の占有予定者の地位承継の届出の受理（6②）
- ・電線共同溝の増設等（8①②）
- ・電線共同溝の増設等※8③において準用（＜4①～④、5②～⑤、6②＞）
- ・道路占有許可等の制限（9）
- ・占有予定者に対する電線共同溝の占有の許可（11①）
- ・電線共同溝の占有に係る変更の許可（12①）
- ・電線共同溝の占有許可に基づく地位の承継の届出の受理（14②）
- ・電線共同溝の占有許可に基づく権利の譲渡の承認（15①）
- ・電線共同溝の占有者に対する工事の中止命令等（16②）
- ・公益上やむを得ないときの措置命令等（17①）
- ・措置命令等に係る損失補償（17②④）
- ・措置命令等に係る損失補償※17③において準用（＜道路法 69②③＞）
- ・電線共同溝管理規程の制定（18）
- ・原状回復に係る必要な指示（20②）
- ・国の行う電線共同溝の占有の許可等の特例（21）
- ・負担金等の強制徴収等※25において準用（＜道路法 73①～③＞）
- ・電線共同溝の占有許可の取消等（26）

[用紙番号 国土交通省—14]

個表番号	2-⑬	法律名	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（H6法8）
条 項	<p>【国土交通大臣の権限】</p> <p>14①</p> <p>16①～③</p> <p>【河川管理者としての権限】</p> <p>4④</p> <p>5⑦⑧⑩</p> <p>7①②④⑧～⑩</p> <p>9①④</p> <p>10②③</p>	事務内容	<p>計画水道事業者に対し費用を負担させること</p> <p>負担金を督促し、及び強制的に徴収すること</p> <p>水道原水水質保全事業の実施促進を要請した旨の通知の受理</p> <p>都道府県計画の作成に関し協議を受けること等</p> <p>河川管理者事業計画の作成、実施等</p> <p>協議会の設置等</p> <p>水道原水水質記録の提出を受けること等</p>
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○都道府県計画の作成に関する協議、河川管理者事業計画の作成等の事務については、「用紙番号 国土交通省—32」で記載する河川の整備・管理関係事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—15]

個表番号	2-⑭	法律名	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法 (S63法47)
条 項	3①②、4①② 5① 6① 7① 3②、4①②、 5①、6① 8 9 11 12①② 13 14 15①② 6①	事務内容	宅地開発事業計画の認定 宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取 宅地開発事業計画の認定の通知 宅地開発事業計画の変更認定 宅地開発事業計画の変更設定に係る意見聴取等 ※7②において準用 届出の受理 (宅地造成の開始) 宅地造成工事の完了の確認 届出の受理 (造成宅地の処分) 報告徴求等 (宅地開発事業の実施状況) 認定事業者の地位の承継の承認 改善命令 (認定事業者) 認定の取消し (宅地開発事業計画) 宅地開発事業計画の認定取消しの通知 ※15③において準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>宅地開発事業計画の認定は「良質な住宅地の円滑な供給を図り、もって大都市地域における住民の生活の安定と当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする」という本法の目的に照らし判断する必要がある。具体的には、法第四条第一項の認定の基準に適合すると認めるときに認定をするものとされており、対象となる事業が「大都市地域において、一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ住宅需要に応じ緊急に実施すべき事業として適切なものであること」などを判断した上で認定を行うこととなる。</p> <p>このような認定を行うには、その認定権者が本法の「大都市地域」における事業に関して適切に判断を行い得る権限を有している必要があるところ、広域的实施体制の区域が「大都市地域」を包摂するものとなっていない場合には、本法の認定を行う主体としての適正を欠くこととなる。</p> <p>また、本法による認定の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的实施体制による認定の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p style="text-align: right;">※2月3日付け回答を再掲</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本法第二条第一項に規定する「大都市地域」の区域を包摂する区域を有する広域的实施体制の存在が担保されること。</li> <li>・税制上の特例措置について、広域的实施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。(必要であれば国の関与等の措置を講ずることを含む)</li> </ul> <p>(これらの整理がなされない場合 (整理中の場合を含む。) には、移譲の例外とすべき)</p> <p style="text-align: right;">※2月3日付け回答を再掲</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—16]

個表番号	2-⑮	法律名	民間都市開発の推進に関する特別措置法（S62 法 62）
条 項	14 の 3 14 の 5① 14 の 6 14 の 7  14 の 10 14 の 11① 14 の 12	事務内容	事業用地適正化計画の認定 事業用地適正化計画の変更の認定 認定事業者からの報告徴収 一般承継人等が認定事業者の地位を承継することの承認 認定事業者に対する改善命令 計画の認定の取消し 認定事業者に対する勧告
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく事業用地適正化計画の認定により、租税特別措置法による国税の軽減特例が適用されるが、上記認定等を広域的实施体制に移譲して国以外の主体が認定等を実施することとなる場合にも国税の軽減特例が適用されることについて、国税当局との調整が必要であり、この調整の結果を踏まえて、対応を検討する必要がある。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>事業用地適正化計画の認定等を国以外の主体である広域的实施体制が実施する場合にも、現行制度と同様に国税の軽減特例が適用されることとなるか、国税当局との間で整理される必要がある。</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>国税当局との調整の結果、仮に、広域的实施体制に移譲した場合には国税の軽減特例が適用されなくなると整理されれば、移譲の例外とする必要がある。</p>			

[用紙番号 国土交通省—17]

個表番号	2-⑯	法律名	浄化槽法 (S58 法 43)
条 項	13①、 14①②、 15 14③ 16 18①～③ 19 53①	事務内容	浄化槽の型式の認定  浄化槽の型式の認定の変更 浄化槽の型式の認定の更新 浄化槽の型式の認定の取消し 浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への通知等 報告徴収等 (浄化槽製造業者)
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>浄化槽法第 13 条第 1 項に基づく浄化槽の型式認定は、広域的な公衆衛生や河川等の公共用水域の環境を保護する観点から、工場で生産する場合に取得を義務付けるものであり、認定の取得により製造・使用することが可能となるものである。</p> <p>当該認定における審査は、高度な専門性を必要とすることから国が一元的に認定する制度としているものであることから、国ではない広域的实施体制において認定を行うことは適切ではない。</p> <p>従って、認定等の事務について、広域的实施体制の事務とすることはできない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、国が一元的に行うべきものであり、広域的实施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—18]

個表番号	2-⑯	法律名	浄化槽法 (S58 法 43)
条 項	42① 42③	事務内容	浄化槽設備士免状の交付 (交付の決定を除く) 浄化槽設備士免状の返納の命令
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>浄化槽工事は国民生活に与える影響が大きく、国としてその適正な施工を確保することが必要であることから、浄化槽工事業者の営業所毎に浄化槽設備士を置かなければならないこととされている。また、浄化槽設備士については、浄化槽工事の施工監督に求められる技術的水準等を国において確保する必要があるため、国家資格制度として一元的に実施している。当該制度のうち標記事務権限については、その制度を効率的に実施するために便宜的に地方整備局長に委任されているに過ぎないことから、国と異なる主体である広域的实施体制は、国の関与等の有無にかかわらず、現行法体系上標記事務権限を担うことはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、免状の交付及び返納の命令を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—19]

個表番号	2-⑰	法律名	幹線道路の沿道の整備に関する法律（S55法34）
条 項	5③	事務内容	都道府県知事から協議を受けること（沿道整備道路としての指定）
	5④		都道府県知事に対し要請をすること（沿道整備道路としての指定）
	7①②		必要な措置を講ずること（道路交通騒音の減少等のための措置）
	7の2①③④		道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等（沿道整備道路）
	8①		沿道整備協議会を組織すること
	12①②		緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等
	13①②		必要な助成等の措置等（防音上有効な構造とするために行う工事）
	13の6②		必要な協力を行うこと（沿道整備推進機構）
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
※指定区間内国道における道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—20]

個表番号	2-⑰	法律名	幹線道路の沿道の整備に関する法律 (S55 法 34)
条 項	5① 13 の 6①	事務内容	都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること 情報提供又は指導及び助言 (沿道整備推進機構)
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○沿道整備道路制度の適用は、バイパス整備、交通規制等によって道路交通騒音への対応が可能であれば必要なものではなく、沿道整備道路の指定は土地利用規制を伴うものであるため、道路構造面での整備等によっても道路交通騒音障害の発生が避けられない場合に行うべきものである。また、沿道整備道路の指定に伴い適用される、沿道の区域内における防音構造化に対する道路管理者の助成及び当該道路管理者に対する国の財政措置等の規定は、道路の管理等に関する一般法たる道路法にはない特別の措置として定められているものである。</p> <p>○したがって、沿道整備道路の指定に係る同意並びに沿道整備推進機構に対する情報提供又は指導及び助言は、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、上記のような沿道整備道路制度の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であって、そのような制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
上記①のとおり。			

[用紙番号 国土交通省—21]

個表番号	2-⑱	法律名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (S50 法 67)
条 項	95② 〈土地区画整理法 126①〉	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求 ※96 において準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>住宅街区整備事業の施行者としての独立行政法人都市再生機構に対する事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助及び事業の適正な施行を図るための是正の要求については、これらの事業の認可権限と一体不可分のものだが、これらの事業の認可権限は地方整備局長に委任されていないため、広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>独立行政法人都市再生機構が行う住宅街区整備事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、独立行政法人都市再生機構が行う住宅街区整備事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—22]

個表番号	2-⑱	法律名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (S50 法 67)
条 項	<土地区画整理法 126①>	事務内容	都道府県、市町村に対する是正の要求 ※96 において準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく上記の事務・権限は、住宅街区整備事業の適正な施行を確保するため、同法に違反する都道府県、市町村の処分又は工事に対して、同法の解釈権を持つ国土交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。</p> <p>したがって、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を所管し、その解釈権を有する国でなければ、適切に行うことができないため、広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を所管しない広域的实施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、地方公共団体が行う住宅街区整備事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—23]

個表番号	2-②	法律名	公有地の拡大の推進に関する法律 (S47 法 66)
条 項	19②	事務内容	報告徴収、立入検査 (土地開発公社)
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>土地開発公社は、地方公共団体が設立し、地方公共団体に代わって国民から公共用地の取得等を行うもので、業務の公共性がきわめて高いことから、その健全な運営が特に確保される必要がある。</p> <p>本条項に基づき実施する土地開発公社への報告徴収又は立入検査については、都道府県が設立しようとする場合の認可権者であると同時にすべての土地開発公社の包括的監督権者である主務大臣が、土地開発公社の業務運営に関して、設立団体（地方公共団体）又はその長に対し命令及び是正を求める権限（第 19 条第 5 項）を処理するための前提条件となる手続きである。</p> <p>主務大臣としての監督権限は、土地開発公社の主な業務が公共用地の取得というきわめて公共性の高い業務であることに鑑み、地方公共団体のいわば分身ともいえる同公社について、地方公共団体とは異なる視点のもとで、設立団体（地方公共団体）又はその長に対して一元的に行使すべきものである。本条項に基づく報告徴収又は立入検査に係る権限は、この主務大臣としての監督権限の効率的かつ迅速な行使のために地方整備局長に委任されているものであり、主務大臣としての監督権限と一体をなすものである。</p> <p>したがって、国と異なる主体である広域的实施体制は、現行法体系上、主務大臣による一元的な監督に係る事務・権限を担うことはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、土地開発公社に対する監督を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—24]

個表番号	2-㉓	法律名	地方道路公社法（S45法82）
条 項	5④ 9②	事務内容	道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意 定款を作成する場合の基本計画についての同意
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意等の道路管理 関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の 道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③に についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—25]

個表番号	2-⑳	法律名	地方道路公社法（S45法82）
条 項		事務内容	地方道路公社の設立認可等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
○道路公社は、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、道路無料公開原則（道路法の原則）の例外である有料道路事業等を行うことができるものであり、都道府県及び政令指定都市が設立した道路公社による有料道路事業の道路交通上の影響は地域ブロックを超える広域的なものとなり得ることから、全国的視野に立って設立の妥当性等を判断する必要がある。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であって、道路行政における有料道路を含む道路網全体の新設・改築・管理に係る制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
上記①のとおり。			

## ＜事務内容及び条項＞

- ・定款変更認可（5②）
- ・道路公社設立認可（9①）
- ・国交大臣から総務大臣への協議（道路公社設立認可時）（9③）
- ・監査結果の意見提出を受けること（12⑤）
- ・業務方法書変更認可（22②）
- ・道路公社余裕金を運用できる有価証券の指定等（31）
- ・道路公社解散認可（34③）
- ・都道府県知事から国交大臣への事前協議（34⑥）
- ・清算中に就職した清算人からの届出を受けること（35の4）
- ・裁判所に意見を述べる事等（道路公社の解散等）（36の2③④）
- ・清算完了の届出を受けること（36の3）
- ・報告徴収、立入検査（38①）
- ・監督命令（39）
- ・設立団体が二以上である道路公社の行うことができる業務の認可（41①）

[用紙番号 国土交通省—26]

個表番号	2-㉔	法律名	都市再開発法 (S44 法 38)
条 項	124㉔ 126㉑	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>市街地再開発事業の施行者としての独立行政法人都市再生機構に対する事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助及び事業の適正な施行を図るための是正の要求については、これらの事業の認可権限と一体不可分のものだが、これらの事業の認可権限は地方整備局長に委任されていないため、広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>独立行政法人都市再生機構が行う市街地再開発事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、独立行政法人都市再生機構が行う市街地再開発事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—27]

個表番号	2-②⑥	法律名	都市計画法 (S43 法 100)
条 項	5③	事務内容	協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画区域指定)
<b>① 当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>都市計画区域の指定は、都市計画法を適用して都市計画決定、都市計画制限、都市計画事業の実施等を行う区域を定める制度の根幹をなすものである。都市計画区域は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域である。その区域の決定にあたっては、国土の利用に関する国の政策との整合を判断する必要があるが、同意・協議により当該判断を行うことは国の役割であり、広域的实施体制では当該判断を行うことができないため、上記の事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p></p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>国の政策との整合を判断することができない広域的实施体制が実施することは制度上でできないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都道府県が都市計画区域を指定しようとするときの同意・協議を行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—28]

個表番号	2-②⑥	法律名	都市計画法 (S43 法 100)
条 項	6⑤	事務内容	必要な報告を求めること (都道府県の基礎調査の結果)
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>都市計画法に基づく上記事務は、都道府県が行う都市計画区域についての人口規模、土地利用等の現況及び見通しについての調査の結果を把握することで、都市計画の策定とその実施の適切な遂行を確保することを目的として、都市計画の決定若しくは変更又はそのための指示等をし得る立場の国土交通大臣が必要な報告を求めるものである。</p> <p>上記の立場に立ち得ない広域的实施体制が報告を求めることは制度の目的から不必要であるため、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>都市計画の決定若しくは変更又はそのための指示等をし得る立場の者が都市の現状、見通しを把握するための仕組みであるため、そのような立場に立ち得ない広域的实施体制が報告を求める必要がないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都道府県の基礎調査の結果について必要な報告を求めるための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—29]

個表番号	2-②⑥	法律名	都市計画法 (S43 法 100)
条 項	20①	事務内容	図書の写しの送付を受けること (都道府県又は市町村の都市計画の決定)
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>都市計画法に基づく上記事務は、都市計画に関する情報を共有して相互の都市計画の一体性を確保することを目的として、都市計画決定権者になり得る市町村、都道府県及び国土交通大臣に対して関係図書を送付するものである。</p> <p>国土交通大臣が定める都市計画の決定に関する権限は、地方整備局長に委任されていないため、都市計画決定権者ではない広域的实施体制に対して図書を送付することは制度の目的から不必要であり、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>都市計画決定権者相互の情報共有の仕組みであるため、都市計画決定権者ではない広域的实施体制に図書を送付する必要がないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、市町村又は都道府県から都市計画の図書の写しの送付を受けるための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—30]

個表番号	2-②⑥	法律名	都市計画法 (S43 法 100)
条 項	59①②⑥、60 ①、60の2②、 61 62① 63① 72③ 80①② 81①②③ 82① (都道府県又 は市町村が第 一号法定受託 事務として施 行する事業に 係る事務)	事務内容	都市計画事業を施行することの認可等 (国が施行する都市計画事業を除く)  都市計画事業の認可等の告示等 (国が施行する都市計画事業を除く)  事業計画の変更認可 (国が施行する都市計画事業を除く)  土地等の収用又は使用に係る告示 (国が施行する都市計画事業を除く)  国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助 言等を行うこと  許可の取り消し、変更等の命令等 (国が施行する都市計画事業を除く)  立入検査 (国が施行する都市計画事業を除く)
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
都市計画法に基づく上記の事務・権限は、市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する都市計画事業の認可及びそれに付随する事務であるが、第一号法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある事務であることから、認可等により、当該都市計画事業の適正さを確保することは国の役割であり、国の立場に立ち得ない広域的实施体制は実施できず、上記の事務を移譲することはできない。			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>国の立場に立ち得ない広域的实施体制が実施することは制度上できないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都市計画事業の認可及びそれに付随する事務を行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—31]

個表番号	2-⑳	法律名	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（S41法45）
条 項	5①③	事務内容	特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—32]

個表番号	2-㉓	法律名	河川法（S39法167）
条 項	※別紙参照	事務内容	一級河川の整備・管理関係事務 ※別紙参照
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○一級河川に係る一定の事務を移譲した場合も、国土交通大臣が指定区間を含めて一級河川の河川管理者であることに変わりはない。このため、移譲した場合も、国土交通大臣は、河川管理者として、災害発生時の人的・物的被害の甚大性・広域性等から、国土保全・国民経済上の特に重要な水系に係る一級河川の整備・管理に万全を期し、国民の生命・財産等を守る責任を有することとなる。したがって、国土交通大臣は、治水安全度の全国的なバランスの確保等の観点から、河川整備全体の長期的な目標を設定する河川整備基本方針や、河川工事等の執行の基本となる河川整備計画を策定し、毎年度の一級河川の整備・管理に係る予算を措置すること等により、移譲後も、国が現在自ら整備・管理している場合と同様の整備・管理水準が一級河川全体において確保されるとともに、国家的見地から行う河川管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。</p> <p>○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保ちつつ、適正・迅速・確実・適切な整備・管理を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、一級河川の整備・管理に関する事務は、上述のとおり、甚大な災害からの国民の生命・財産の保護という国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであつて、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、一級河川の整備・管理に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い整備・管理水準が全国にわたって安定的かつ永続的に確保されるとともに、国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</p> <p>○また、以上のことに鑑みれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「国の関与」や「並行権限行使」については、要件・法的効果は不明であるが、認可・同意・並行権限行使はあくまでも事後的・受動的なものであり、自然公物として日々変化する個別状況への対応が求められる一級河川について、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い整備・管理水準が全国的な整合性をもつ</li> </ul>			

て適正・迅速・確実・適切性の点から有事平時を問わず常時確保していくことを担保する上で限界がある。指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものでなければ同様である。また、法定受託事務の「処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界がある。

- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まり、自然公物として日々変化する個別状況への対応が求められる一級河川について、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い整備・管理水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで河川管理上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。

ため、一級河川の河川管理者たる国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。

○したがって、「修正試案」では、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。

○なお、「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるため、当該「事業計画」の内容を明確化して頂きたい。

## ② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

○上記不都合を解消するためには、広域的实施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

◇国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み

◇一級河川の管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的基準にとどまらず、河川の個別・具体の状況に照らして災害発生の防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）

◇治水上・利水上特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続きを経ることは不要）

◇広域的实施体制の長が一級河川の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

◇広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の適時の調査（報告徴収、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

○なお、個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、新たな事務類型と国の関与について基本的な考え方がまとまった後に、当該事務の内容等を踏まえて具体的に整理していくべきものとする。

○また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にす

る必要があることから、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

- さらに、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや、全国の広域的实施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要である。
- 効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

### ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 一級河川の管理については、河川管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。
- 一級河川の流域内の都府県等の全てが広域的实施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同様の水系一貫した総合的な河川の整備・管理水準が確保されないおそれがあることから、当該一級河川に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

個表番号	2-㉓	法律名	河川法（S39法167）
	【河川管理者としての権限】		
	6①Ⅲ		河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定
	6②		高規格堤防特別区域の指定
	6③		樹林帯区域の指定
	6④		6条1項3号の区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域の指定等に係る公示
	6⑤		6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議
	6⑥		樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議
	12①		河川台帳の調製、保管
	14①②		ダム等の操作規則の制定
	15		操作規則の制定等に係る他の河川管理者に対する協議
	16の3①		市町村長が工事を施行する際の協議
	17①②		兼用工作物の工事等の協議
条 項	18	事務内容	工事原因者の工事の施行等の指示
	19		附帯工事の施行
	20		河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認
	21①③④		工事の施行に伴う損失の補償
	22①～⑥		洪水時等における緊急措置
	〈22④⑤〉		洪水時等における緊急措置に係る損失補償の協議※22の2⑥、57③、58の6③、76②、89⑨において準用
	22の2①～③⑤		高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等
	23、40①		流水の占用の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
	24		河川区域内の土地の占用の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
	25		河川区域内の土地における土石等の採取の許可
	26①④⑤、40①		河川区域内の土地における工作物の新築等の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）

【様式2】

27①⑤	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
28	竹木の流送等の許可
29①	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可
30①②	ダム等の工作物の完成検査
31①②	工作物の用途廃止の許可、原状回復命令
32④	流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に係る都道府県知事への通知
33③	許可に基づく地位の承継の届出を受けること
34①	許可に基づく権利の譲渡に係る承認（特定水利使用の一部に係るものを除く）
35①②	許可又は承認に係る関係行政機関の長との協議
36①⑤	許可又は承認に係る関係地方公共団体の長の意見の聴取
37	工作物に関する工事の施行
38	水利使用の申請があった場合の関係河川使用者への通知（特定水利使用の一部に係るものを除く）
39	関係河川使用者の意見の申出を受けること（特定水利使用の一部に係るものを除く）
40②	公益性が著しく大きい水利使用の許可に係る社会資本整備審議会の意見の聴取
43①⑥	損失防止施設の設置に係る確認（特定水利使用の一部に係るものを除く）
44①	ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示（特定水利使用の一部に係るものを除く）
46①	ダムの操作状況の通報を受けること
47①②④	ダムの操作規程の承認（特定水利使用の一部に係るものを除く）
49	ダムの操作に関する記録の提出を求めること
50②	管理主任技術者の選任の届出を受けること
52	洪水調節のための指示
53の2①～③	渇水時における水利使用の特例の承認
54①④	河川保全区域の指定

【様式2】

54②	河川保全区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取
55①	河川保全区域における行為の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
56①③	河川予定地の指定
57①②	河川予定地における行為の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
58の2①②	河川立体区域の指定
58の3①④	河川保全立体区域の指定
58の3②	河川保全立体区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取
58の4①	河川保全立体区域における行為の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
58の5①③	河川予定立体区域の指定
58の6①②	河川予定立体区域における行為の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
63①②	他の都府県の費用の負担
66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議
67	原因者負担金の請求
68②	附帯工事に要する費用の請求
70①	受益者負担金の請求
70の2①②	特別水利使用者負担金の請求
74①～③⑤	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収
75①～⑦	監督処分（許可・承認の取消し・変更等）（特定水利使用の一部に係るものを除く）
76①③	監督処分に伴う損失補償（特定水利使用の一部に係るものを除く）
77①	河川監理員の任命、権限行使
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査
88	許可を受けたものとみなされるものからの届出を受けること
89①～③⑤⑥⑧	調査、工事等のための立入り等
90①	許可等に条件を付すこと（特定水利使用の一部に係るものを除く）
95	河川の使用等に関する国の特例

[用紙番号 国土交通省—33]

個表番号	2-㉓	法律名	河川法（S39法167）
条 項	【国土交通大臣の権限】 78①	事務内容	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該権限は、国土交通大臣が河川全般に係る河川行政の企画・立案等を行うために必要な河川全般についての動向・実態を広く把握するため、国土交通大臣が河川管理者ではない二級河川を含めた河川全般について報告徴収・立入検査を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>（この欄は空欄です）</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。          なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—34]

個表番号	2-㉓	法律名	河川法（S39法167）
条 項	【国土交通大臣の権限】 79①	事務内容	指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該権限は、指定区間を含めて定める河川整備基本方針と一体不可分である河川整備計画は全国的な整備バランスを確保する必要があること、指定区間の改良工事については国の費用負担が定められていること等を前提として、治水安全度の全国的なバランスや水系一貫管理の確保等の観点からの適切性等を判断する必要から定められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、河川の管理に関する制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではない。</p> <p>○効率的・効果的に事務を執行するためには、指定区間内の一級河川の都道府県の事務を広域的实施体制に持ち寄ることが不可欠であり、この場合には、広域的实施体制が上記事務を行おうとするとき国土交通大臣が認可する必要がある。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、指定区間内の一級河川の管理を行おうとするときの認可を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—35]

個表番号	2-㉓	法律名	河川法（S39法167）
条 項	【国土交通大臣の権限】 79②	事務内容	都道府県知事が、管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該権限は、二級河川について河川管理行政の全国的な統一性を確保する必要があること、二級河川の改良工事については国の費用負担が定められていること等を前提として、治水安全度の全国的なバランスの確保等の観点からの適切性等を判断する必要から定められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、河川の管理に関する制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではない。</p> <p>○効率的・効果的に事務を執行するためには、指定区間内の二級河川の都道府県の事務を広域的实施体制に持ち寄ることが不可欠であり、この場合には、広域的实施体制が上記事務を行おうとするとき国土交通大臣の協議・同意が必要である。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—36]

個表番号	2-㉓	法律名	河川法（S39法167）
条 項	16の2①③～⑥ <16の2③～⑥>	事務内容	河川整備計画の策定（変更） 河川整備計画の制定（変更）※16の2⑦において準用
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○一級河川に係る一定の事務を移譲した場合も、国土交通大臣が指定区間を含めて一級河川の河川管理者であることは変わらない。</p> <p>○よって、移譲後も、国土交通大臣は、河川管理者として、災害発生時の人的・物的被害の甚大性・広域性等から、国土保全・国民経済上の特に重要な水系に係る一級河川の整備・管理に万全を期し、国民の生命・財産等を守る責任を有することとなる。</p> <p>○一方、指定区間は、市街地等に甚大な被害が発生するおそれがない、激甚な災害が発生したことがない等、相当規模の整備・管理を行う必要が相対的に低い区間であることから、例外的に都府県等に事務を移譲しているものである。</p> <p>○国土交通大臣が、一級河川の河川管理者としてその責任を果たしていくためには、一定の事務の移譲後も、指定区間外については、移譲の例外である河川整備基本方針、予算措置等と一体のものとして河川工事等の執行の基本となる長期計画である河川整備計画を定めなければ、これまでと同様に河川の整備・管理が確実に行われることが担保されないおそれがある（上下流・左右岸の利害の対立により、河川整備計画が策定・変更されない等の場合には、国民の生命・財産を守ることはできない。）。</p> <p>○また、移譲の例外である特定多目的ダム法の基本計画の策定は、河川整備基本方針、河川整備計画、基本計画を国土交通大臣が一体のもとして策定することにより、効率的かつ整合的な整備・管理を図ることが可能となる。</p> <p>○よって、当てはめ案では、徒に制度を複雑化させ、一級河川の河川管理者としてその最終的に責任を負う国土交通大臣が、これまでと同様の高い整備・管理水準を確実・的確・迅速・効率的に確保していく上で、不都合が生じる。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>○上記の不都合は、一級河川の河川管理者である国土交通大臣が河川整備計画を策定しなければ解消されないため、移譲の例外とする必要がある。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、河川整備計画の策定（変更）を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記の不都合は、一級河川の河川管理者である国土交通大臣が河川整備計画を策定しなければ解消されないため、移譲の例外とする必要がある。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、河川整備計画の策定（変更）を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—37]

個表番号	2-㉓	法律名	河川法（S39法167）
条 項	53①③、42②～ ④	事務内容	渇水時における水利使用の調整事務、損失補償の裁定
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該事務は、渇水時において上下流・左右岸の利害が対立し、水利使用者間だけでは水利使用の調整が成立しない場合において、あつせん・調停により水利使用者間の利害対立の調整を行うものであり、紛争当事者からは中立的な立場にある第三者が当該調整を行うことが強く求められる。</p> <p>○しかしながら、広域的实施体制の長が構成団体の長との兼務を妨げないとされているため、渇水時の紛争当事者である都府県知事が広域的实施体制の長を兼務している場合には、渇水調整に求められる調整者の第三者性が確保されないおそれがあるという不都合が生じるものであり、事務区分や国の関与について議論することにはならないものである。</p> <p>○上記については、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者との損失補償に係る協議が成立しない場合における裁定についても同様である。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>○上記のような渇水調整等に求められる第三者性が確保されないおそれがある場合には、国土交通大臣が代わって当該調整を行うこととする仕組みを併せて設ける必要がある。</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①②のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、渇水時における水利使用の調整事務等を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—38]

個表番号	2-③④	法律名	共同溝の整備等に関する特別措置法（S38法81）
条 項	3②③	事務内容	都道府県公安委員会の意見をきくこと（国交大臣の共同溝整備道路の指定に対し意見を述べるとき）
	4		共同溝整備道路における許可等の制限
	5①④		関係公益事業者の意見を求めること等（共同溝の建設について）
	6①		共同溝整備計画の作成
	7①～④		共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること等
	8		共同溝の建設廃止等
	11①②		共同溝管理規程を定めること等
	12①②、14①		共同溝の占用の許可
	17		共同溝の占用許可に基づく権利義務の譲渡の認可
	18①		公益物件敷設の届出を受けること（共同溝の占用許可を受けた公益事業者）
	19		工事の中止等を命ずること（共同溝の占用の許可を受けた公益事業者）
	20、21		共同溝に関する負担金の徴収
	<道路法73>		共同溝に関する負担金の強制徴収※25において準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
※指定区間内国道における共同溝の建設、共同溝の占用の許可等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—39]

個表番号	2-③⑥	法律名	不動産の鑑定評価に関する法律 (S38 法 152)
条 項	23① 24 25 <24> <25> 26③ 27② 28 29① 30 31①② 32② 41 43①～③ 44 45① 46	事務内容	<不動産鑑定業者に関する事務> 不動産鑑定業者の登録申請書の受理 不動産鑑定業者の登録 不動産鑑定業者の登録の拒否 不動産鑑定業者の変更登録※27④で準用 不動産鑑定業者の変更登録の拒否※27④で準用 不動産鑑定業者の登録換えの通知 不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理 事業実績概要書等の受理 廃業等の届出の受理 不動産鑑定業者の登録の消除 不動産鑑定業者登録簿等の供覧等 登録申請手数料の徴収 不動産鑑定業者に対する監督処分 不動産鑑定業者に対する聴聞等 不動産鑑定業者に対する監督処分公告 不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査 不動産鑑定業者に対する助言及び勧告
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>不動産鑑定業は、他人の求めに応じ報酬を得て、不動産の鑑定評価（不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること）を業として行うもので、土地等の適正な価格の形成に寄与するものであり、その成果は社会的に強い影響力を持つことから、国として利用者の利益の保護と業の健全な発達を図る必要がある。このため、不動産の鑑定評価に係る業務の適正な運営を確保するため、国による登録制度を実施しているところである。（なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事の登録制度としているが、これは、このような事業者の事業活動が一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。）</p> <p>国土交通大臣の有する登録制度に係る事務・権限について、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。</p> <p>地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣登録」を実施し、事業者が主たる事務所を移転し管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の登録であるように、国土交通大臣による一元的な登録制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的实施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な登録制度に係る事務・権限を担うことはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、不動産鑑定業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—40]

個表番号	2-㉔	法律名	不動産の鑑定評価に関する法律 (S38 法 152)
条 項	17①③ 18 19① 20① 40①～③ 42  43①～③ 43④ 44 50	事務内容	<不動産鑑定士に関する事務> 不動産鑑定士の登録等 不動産鑑定士の変更の登録 不動産鑑定士の死亡等の届出の受理 不動産鑑定士の登録の消除 不動産鑑定士に対する懲戒処分 不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理 不動産鑑定士に対する聴聞等 土地鑑定委員会への意見聴取 不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告 不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等

## ① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

不動産鑑定士の中核的業務である不動産の鑑定評価（不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること）は、不動産取引においてのみならず、国が行う地価公示の基礎となるなど不動産に関連する様々な場面で利用されることから、土地等の適正な価格の形成に資するよう高い技術的水準のもと公正妥当に行われなければならない。このように不動産の鑑定評価は強い社会的・公共的意義を有することから、不動産鑑定士の業務独占とするとともに、国が一元的に国家資格制度を実施しているところである。

国土交通大臣の有する不動産鑑定士に係る標記事務・権限について、不動産鑑定士の住所地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。

地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により国土交通省に備える「不動産鑑定士名簿」に不動産鑑定士を登録し、不動産鑑定士の住所変更により、当該住所地を管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の名簿による登録であるように、国土交通大臣による一元的な国家資格制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的实施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な国家資格制度に係る事務・権限を担うことはできない。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、不動産鑑定士に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。

[用紙番号 国土交通省—41]

個表番号	2-㉔	法律名	住宅地区改良法 (S35 法 84)
条 項	5①②	事務内容	事業計画の協議
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>国土交通大臣は地方公共団体の申出に基づき改良地区を指定することとされており、事業計画の策定に当たっては、指定された改良地区との整合（改良地区となっている土地の区域について事業を実施する上での必要性）を確認する必要がある。そのため、事業計画の協議先は改良地区の指定権限を有する国とする必要がある。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、事業計画は改良地区の指定との整合性を図る必要があるところ、事業計画の協議先を改良地区の指定権限を有する国とする必要がある。</p>			

[用紙番号 国土交通省—42]

個表番号	2-㉔	法律名	住宅地区改良法 (S35 法 84)
条 項	32 34	事務内容	技術的援助の請求を受けること 都道府県又は市町村に対する住宅地区改良事業の 施行等に関する報告徴収、勧告等
<b>①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>都道府県又は市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等は、住宅地区改良事業が適切に図られるよう、国土交通大臣が有する住宅地区改良法の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、住宅地区改良法の趣旨を踏まえて裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、住宅地区改良法の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。よって、住宅地区改良法の企画・立案等の権限を有する国がその一環で行うものであり、国でない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
<b>②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>①で述べたとおり、住宅地区改良法の企画・立案等の権限と一体不可分であり広域的实施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—43]

個表番号	2-㉔	法律名	住宅地区改良法 (S35 法 84)
条 項	<公営住宅法 44 ①③、46①> 36	事務内容	改良住宅の処分に係る承認等 (都道府県・市町村) ※29①において準用 改良住宅の処分に係る承認等を使用するときの 厚生労働大臣との協議 (都道府県・市町村)
<b>①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条において、補助財産の処分については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記住宅地区改良法の規定は、特に国庫補助財産である改良住宅の処分 (用途廃止の承認等) について承認を行い、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国 (国土交通大臣) でなければ判断することができない。</p>			
<b>②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>③移譲の例外とすべきと考える理由</p>			
<p>①で述べたとおり、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的实施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—44]

個表番号	2-㉔	法律名	住宅地区改良法 (S35 法 84)
条 項	33①	事務内容	施行者（都道府県知事・市町村長）に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>施行者の工事等が住宅地区改良法、同法に基づく命令又は国土交通大臣の処分に違反していると認められる場合に施行者等に対して工事の中止等の必要な措置を求めることは、法律の解釈権に由来する権限であり、住宅地区改良法の適正な施行を確保する責任がある国土交通大臣が一元的に行わなければならない、国ではない広域的实施体制が行うことはできない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>③移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>①で述べたとおり、法律の解釈権と一体不可分であり、広域的实施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—45]

個表番号	2-㉔	法律名	下水道法（S33法79）
条 項	37㉔	事務内容	都道府県知事に対する指示
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>当該権限は、下水道行政の全国的な総括者・責任者として、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため、都道府県知事が指示をするべき下水道について、都道府県知事に対し必要な指示をするべきことを指示するものであり、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は下水道行政に係る企画・立案、法令解釈権を有する国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、都道府県知事に対する指示を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—46]

個表番号	2-㉔	法律名	下水道法（S33法79）
条 項	39①	事務内容	報告徴収
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>当該権限は、下水道の整備状況等に関する資料を集め、全国的に下水道の整備状況等に関する基礎資料を整備して下水道の整備状況等の実態を把握するとともに、将来最も効果的な下水道の整備等を行うことができるよう下水道行政の企画立案に資するため、下水道管理者から報告を求めるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者からの報告徴収を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—47]

個表番号	2-④	法律名	特定多目的ダム法 (S32 法 35)
条 項	31①③ 32①	事務内容	特定多目的ダムの操作規則を定めること等 危険防止のために通知し、必要な措置をとること
<b>① 当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
○特定多目的ダムの操作規則、放流に関する通知等に関する事務については、「用紙番号 国土交通省-32」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—48]

個表番号	2-④	法律名	高速自動車国道法 (S32 法 79)
条 項	※別紙参照	事務内容	高速自動車国道の新設又は改築、維持、修繕その他の管理に係る事務
<b>①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○高規格幹線道路を構成する高速自動車国道は、主要な国道と一体となって全国的な幹線道路ネットワークの根幹を形成しており、国際競争力の向上・確保のため、また、災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能を十全に発揮させるため、当該高速国道の整備・管理に係る一定の事務を移譲する場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。</p> <p>○よって、国土交通大臣（本省）が、現行制度と同様、全国的な道路ネットワークの形成等の観点から必要な高速自動車国道の整備・管理の内容や水準を定め、毎年度の予算を措置すること等により、当該整備・管理が確実に実施される仕組みが必要である。</p> <p>○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保ちつつ、適正・迅速・確実・適切な整備・管理を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○しかしながら、移譲した場合の事務について「修正試案」のように措置された場合、以下のような支障がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、高速自動車国道の整備・管理に関する事務は、上述のとおり甚大な災害からの国民の生命・財産の保護、全国的な広域ネットワーク形成、国際競争力の確保等、国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであって、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった新たな観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、高速自動車国道の整備・管理に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国にわたって途切れることなく常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</li> <li>・「修正試案」中の国の関与や並行権限行使については、要件・法的効果が不明であるが、認可・同意はあくまで事後的・受動的な措置であり、地方自治法上認められている代執行</li> </ul>			

は裁判を経る必要があるため、交通の危険防止など日々変化する個別状況への迅速な対応、重要な政策課題への適確な対応、大規模災害時の全国的な対応に限界がある。また、「法定受託事務の処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界があり、指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものである必要がある。

- ・「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるが、これとの関係が不明確であることなどから、まずはその内容を明確化して頂きたい。
  - ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まっており、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の観点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで道路管理上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。
- したがって、「修正試案」では、高速自動車国道について上述のような国際競争力の向上・確保、国民の生命を守る災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能確保のための適切な整備・管理を行う上で不都合が生じる。
- なお、今回の移譲は、高速自動車国道の管理に係る国土交通大臣の権限のうち、現在地方整備局長に委任されている一部について、特例法の規定に基づく委任により、特例的（実験的）に特定広域連合等の長が行うことができることとするものであり、高速自動車国道法において高速自動車国道の管理を行うとされる者が国土交通大臣である点に変更はない。

## ②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 上記不都合を解消するためには、広域的实施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、その上で、事前事後を問わず委任された一定の執行事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。
- ・国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み
  - ・道路の整備・管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的な基準にとどまらず、道路の個別の路線・事業箇所等の具体的な状況に照らして交通危険防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）
  - ・道路の整備・管理上必要があると認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、及び広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続を経ることも不要。）
  - ・広域的实施体制の長が道路の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

・広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告徴収、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

なお、これらの関与のうち個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、このような新たな事務類型及び国土交通大臣の関与について基本的な考え方がまとまった後に、事務の内容等を踏まえて具体的に整理していくべきものとする。

- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。
- また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の広域的实施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要。
- 効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りや政令市が加入する必要がある。

### ③移譲の例外とすべきと考える理由

- 高速自動車国道の整備・管理については、道路管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。
- 事務の移譲を受ける区域内的の都道府県等のすべてが広域的实施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されないおそれがあることから、当該高速自動車国道に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

条項	事務内容
6	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等
7①②	高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること
8①～④	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等
11の2①②⑤	高速自動車国道との連結許可
11の5②、11の6	連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等
11の7	連結許可等に条件を付すこと
〈道路法 71①～③〉	連結許可等に対する監督処分等 ※11の8において準用
13①②	特別沿道区域の指定
14②～⑥	特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等
〈13①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域の指定 ※16において準用
〈14②～⑥〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等※16において準用
17②	高速自動車国道の入口等への道路標識設置
18	高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令
19①	道路監視員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること
〈道路法 95の2②〉	区画線を設ける場合等の公安委員会との調整 ※24の2において準用
25①	道路法の適用
15①②	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等※15③において準用
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等※15③において準用
〈15①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償※16において準用
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等 ※高速自動車国道の道路管理者
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等 ※国道の道路管理者
21①②	国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定
〈8③〉	兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること ※21③において準用

[用紙番号 国土交通省—49]

個表番号	2-④	法律名	駐車場法（S32法106）
条 項	4③④	事務内容	駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けること
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における道路管理関係事務である駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けることについては、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—50]

個表番号	2-④	法律名	道路整備特別措置法 (S31 法7)
条 項	38①	事務内容	共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ。）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—51]

個表番号	2-④	法律名	道路整備特別措置法 (S31 法7)
条項		事務内容	有料道路事業等に関する事務
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○有料道路制度は道路無料公開原則（道路法の原則）の例外であって、一般財源によっていては建設の遅延が発生する道路の整備の必要性和、当該道路の利用者が受ける特別の利益とを勘案した上で適用されるべき制度である。その適用の妥当性については、当該道路の整備の必要性や有料道路制度を適用した場合の道路交通上の影響を踏まえた、地域的・全国的な道路網の機能の発揮という観点からの判断が必要である。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域内における事務を担う組織であり、道路行政における有料道路を含む道路網全体の新設・改築・管理に係る制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
上記①のとおり。			

＜事務内容及び条項＞

- ・ 地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等（10①、④～⑦）
- ・ 地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等（11①、④～⑥）
- ・ 地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等（15①、④～⑥）
- ・ 有料道路管理者が行う道路の新設等に係る許可等（18②～④）
- ・ 有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の許可等（19②③）
- ・ 地方道路公社への資金の貸付（20①）
- ・ 地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等（21①⑤）
- ・ 有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理（21④）
- ・ 地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可（24③）
- ・ 都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係る検査等（27①～④）
- ・ 都道府県からの報告の徴収（27⑥）
- ・ 地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行うこと※38③において準用（38②、〈9③〉）
- ・ 地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと（46①）
- ・ 地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと（48①）
- ・ 有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること（50⑤）

[用紙番号 国土交通省—52]

個表番号	2-④	法律名	都市公園法 (S31 法 79)
条 項	30①	事務内容	都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けること
	30②		都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴求等
	31		都市公園の行政又は技術に関する勧告等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>地方自治体が設置する都市公園についての上記の事務は、都市公園行政の適切な実施が図られるよう、国土交通大臣が有する都市公園行政に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限の裏付けとして、全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。</p> <p>したがって、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、都市公園法を所管しないためその解釈・是正権を持たず、また我が国全体の都市公園行政を所管しないためその企画立案権を持たない広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>都市公園法及び我が国全体の都市公園行政を所管する立場には立ちえない広域的实施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都市公園の設置等に係る報告及び勧告に関する事務を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—53]

個表番号	2-④	法律名	都市公園法 (S31 法 79)
条 項	2の3	事務内容	都市公園の管理
	5①②		公園施設の設置又は管理の許可等
	5の2①②		兼用工作物の管理
	5の3		公園管理者の権限の代行
	6①～③、7		都市公園の占用の許可等
	8		許可の条件を付すこと
	9		国の行う都市公園の占用の特例許可のための協議
	10②		原状回復等の指示
	12①		国の設置に係る都市公園における行為許可
	<8>		許可の条件を付すこと※12②において準用
	12の6		兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議
	13		都市公園の損傷等の原因者の負担
	14②		附帯工事に要する費用を負担させること
	16		都市公園の保存
	17①③		都市公園台帳の作成・保管等
	20		都市公園を立体区域とすること
	22①②		公園一体建物に関する協定
	25①③		公園保全立体区域の指定
	26②④		公園保全立体区域における行為の制限
	27①～⑦、⑩		都市公園における監督処分
	28①～④		監督処分に伴う損失の補償
	<2の3>		公園予定区域の管理※33④において準用
	<5①②>		予定公園施設の設置又は管理の許可等※33④において準用
	<6①～③、7>		公園予定区域の占用の許可等※33④において準用
	<8>		許可の条件を付すこと※33④において準用
	<9>		国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議 ※33④において準用
<10②>	原状回復等の指示※33④において準用		
<12①>	国の設置に係る公園予定区域における行為許可 ※33④において準用		
<13>	公園予定区域の損傷等の原因者の負担※33④において準用		
<14②>	附帯工事に要する費用を負担させること※33④において準用		
<25①③>	公園予定区域の公園保全立体区域の指定※33④において準用		
<26②④>	公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限		

	<27①～⑦、⑩> <28①～④>		※33④において準用 公園予定区域における監督処分※33④において準用 監督処分に伴う損失の補償※33④において準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 国が設置する都市公園である国営公園は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置するもの（都市公園法第2条第1項第2号イ）</li> <li>・国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議の決定を経て設置するもの（都市公園法第2条第1項第2号ロ）</li> </ul> <p>であり、国において当該公園を設置すべき区域、公園施設として設ける施設の種類、数量及び規模の概要等について定めた上で、適切に整備及び管理を行う必要がある。</p> <p>○ このため、広域的实施体制が、国営公園の整備及び管理についての事務を執行するにあたっては、その執行状況について国において責任を持って関与し、移譲後も、国が現在自ら整備・管理する場合と同等に十分な機能と管理水準を全ての国営公園において維持できるよう、制度的に担保される必要がある。</p> <p>○ この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から国が設置する公園として適正・迅速・確実・適切な整備・管理を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○ しかしながら、移譲した場合の事務について「修正試案」のように措置された場合、以下のような支障がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、国営公園の整備・管理に関する事務は、上述のとおり国家的記念事業である等、国家的重要性に係るものであって、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであり、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった新たな観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づく国による関与が必要不可欠である。これらのことから、国営公園の整備・管理に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全ての国営公園で常に確保されるとともに、国家的見地から行う国営公園の整備・管理に係る国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</li> <li>・「修正試案」中の国の関与や並行権限行使については、要件・法的効果が不明であるが、認可・同意はあくまで事後的・受動的な措置であり、地方自治法上認められている代執行は裁判を経る必要があるため、国営公園利用者の安全確保など日々変化する個別状況への</li> </ul>			

迅速な対応、重要な政策課題への適確な対応、大規模災害時の対応に限界がある。また、「法定受託事務の処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界があり、指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものである必要がある。

- ・「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるが、これとの関係が不明確であることなどから、まずはその内容を明確化して頂きたい。
- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まっており、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の観点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで国営公園の管理上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。
- したがって、「修正試案」では、国営公園について上述のような適切な整備・管理を確保する上で不都合が生じる。
- なお、今回の移譲は、国営公園の管理者である国土交通大臣の権限のうち、現在、地方整備局長に委任されている一部について、特例法の規定に基づく委任により、特例的（実験的）に特定広域連合等の長が行うことができることとするものであり、都市公園法における国営公園の管理者が国土交通大臣である点に変更はない。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 上述のとおり、広域的实施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、その上で、事前事後を問わず委任された一定の執行事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。
    - ・国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み
    - ・国営公園の整備・管理に関して、広域的实施体制が従わなければならない基準の作成・提示（一般的な基準にとどまらず、国営公園の個別具体的な状況に照らして国営公園利用者の安全確保等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）
    - ・公園施設の設置許可等に係る国の承認
    - ・国営公園の整備・管理に関して特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する必要な措置の適時の指示、及び、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続を経ることも不要。）
    - ・広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告提出、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知
- なお、これらの関与のうち個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、このような新たな事務類型及び国土交通大臣の関与について基本的な考え方がまとまった

後に、事務の内容等を踏まえて具体的に整理していくべきものとする。

- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

--

[用紙番号 国土交通省—54]

個表番号	2-④	法律名	土地区画整理法 (S29 法 119)
条 項	123② 126①	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>土地区画整理事業の施行者としての独立行政法人都市再生機構に対する事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助及び事業の適正な施行を図るための是正の要求については、これらの事業の認可権限と一体不可分のものだが、これらの事業の認可権限は地方整備局長に委任されていないため、広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>（この欄は空欄です）</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>独立行政法人都市再生機構が行う土地区画整理事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、独立行政法人都市再生機構が行う土地区画整理事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—55]

個表番号	2-④⑥	法律名	土地区画整理法 (S29 法 119)
条 項	126①	事務内容	都道府県、市町村に対する是正の要求
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>土地区画整理法に基づく上記の事務・権限は、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため、同法に違反する都道府県、市町村の処分又は工事に対して、同法の解釈権を持つ国土交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。</p> <p>したがって、土地区画整理法を所管し、その解釈権を有する国でなければ、適切に行うことができないため、広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>土地区画整理法を所管しない広域的实施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、地方公共団体が行う土地区画整理事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—56]

個表番号	2-④	法律名	宅地建物取引業法 (S27 法 176)
条 項	3①③ 3の2① 4① 6 8①② 9 10 11① 25④⑥⑦ <25④> <25④> <25④> <25④>	事務内容	宅地建物取引業の免許及び免許の更新等 免許に条件を付し、及びこれを変更すること 免許申請書の受理 免許証の交付 宅地建物取引業者名簿への登載 免許申請事項の変更の届出受理 宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること 廃業等の届出受理 営業保証金供託済の届出、催告、免許取消 事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出※26②において準用 宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出※64の7③において準用 社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出※64の15において準用 宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供託済の届出※64の23において準用 営業保証金の不足額の供託の届出 業務を行う場所の届出 宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告 宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止 宅地建物取引業者の免許の取消し 宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し 聴聞を行うこと 監督処分公告、報告徴収 宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告 宅地建物取引業者に対する報告徴収、立入検査
	28② 50② 64の4② 65①② 66①② 67① 69①② 70①③ 71 72①②		

## ① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

宅地及び建物の取引は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国として購入者等の利益の保護とその流通の円滑化を図る必要がある。このため、宅地及び建物の取引に係る業務の適正な運営と取引の公正を確保するため、国による免許制度を実施しているところである。(なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事の免許制度としているが、これは、このような事業者の事業活動が一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。)

国土交通大臣の有する免許制度に係る事務・権限について、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。

地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣免許」を付与し、事業者が主たる事務所を移転し管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の免許であるように、国土交通大臣による一元的な免許制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的实施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な免許制度に係る事務・権限を担うことはできない。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、宅地建物取引業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。

[用紙番号 国土交通省—57]

個表番号	2-④	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	※別紙参照	事務内容	指定区間内国道の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係る事務
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○高規格幹線道路や主要な国道として国が管理している指定区間内国道は、高速自動車国道と一体となって全国的な幹線道路ネットワークの根幹を形成しており、国際競争力の向上・確保のため、また、災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能を十全に発揮させるため、当該国道の整備・管理に係る一定の事務を移譲する場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。</p> <p>○よって、国土交通大臣（本省）が、現行制度と同様、全国的な道路ネットワークの形成等の観点から必要な国道の整備・管理の内容や水準を定め、毎年度の予算を措置すること等により、当該整備・管理が確実に実施される仕組みが必要である。</p> <p>○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保ちつつ、適正・迅速・確実・適切な整備・管理を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○しかしながら、移譲した場合の事務について「修正試案」のように措置された場合、以下のような支障がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、指定区間内国道の整備・管理に関する事務は、上述のとおり甚大な災害からの国民の生命・財産の保護、全国的な広域ネットワーク形成、国際競争力の確保等、国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであって、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった新たな観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、指定区間内国道の整備・管理に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国にわたって途切れることなく常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</li> <li>・「修正試案」中の国の関与や並行権限行使については、要件・法的効果が不明であるが、</li> </ul>			

認可・同意はあくまで事後的・受動的な措置であり、地方自治法上認められている代執行は裁判を経る必要があるため、交通の危険防止など日々変化する個別状況への迅速な対応、重要な政策課題への適確な対応、大規模災害時の全国的な対応に限界がある。また、「法定受託事務の処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界があり、指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものである必要がある。

- ・「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるが、これとの関係が不明確であることなどから、まずはその内容を明確化して頂きたい。
  - ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まっており、現在国自らの事務として整備・管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の観点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで道路管理上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。
- したがって、「修正試案」では、指定区間内国道について上述のような国際競争力の向上・確保、国民の生命を守る災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能確保のための適切な整備・管理を行う上で不都合が生じる。
- なお、今回の移譲は、指定区間内国道の道路管理者である国土交通大臣の権限のうち、現在地方整備局長に委任されている一部について、特例法の規定に基づく委任により、特例的（実験的）に特定広域連合等の長が行うことができることとするものであり、道路法における指定区間内国道の道路管理者が国土交通大臣である点に変更はない。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 上記不都合を解消するためには、広域的实施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、その上で、事前事後を問わず委任された一定の執行事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。
- ・国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み
  - ・道路の整備・管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的な基準にとどまらず、道路の個別の路線・事業箇所等の具体的な状況に照らして交通危険防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）
  - ・道路の整備・管理上必要があると認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、及び広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続を経ることも不要。）
  - ・広域的实施体制の長が道路の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

・広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告徴収、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

なお、これらの関与のうち個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、このような新たな事務類型及び国土交通大臣の関与について基本的な考え方がまとまった後に、事務の内容等を踏まえて具体的に整理していくべきものとする。

- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。
- また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の広域的实施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要。
- 効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りや政令市が加入する必要がある。

### ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 指定区間内国道の整備・管理については、道路管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。
- 事務の移譲を受ける区域内の都道府県及び政令指定市のすべてが広域的实施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されないおそれがあることから、当該指定区間内国道に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

条項	事務内容
12	国道の改築等
13①	指定区間内の国道の維持・修繕
13③	都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道)
18①②	国道の区域決定、供用開始等に係る公示
19の2①⑤	共用管理施設の管理に係る協議等
20①②⑥	兼用工作物の管理に係る協議等
21	他の工作物の管理者に対する工事施工命令等
22①	工事原因者に対する工事施行命令等
23①	附帯工事の施工
24	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等
24の3	駐車場に係る駐車料金等の表示
28①③	道路台帳の調製等
32①～⑤、33①②、 34、35、36①②	道路占用の許可等
38①②	道路の占用に関する工事の施工等
37①～③	道路の占用の禁止等
40②	原状回復の指示
42①	道路の維持又は修繕
43の2	車両の積載物の落下等の予防措置等
44①②④	損害予防のための区域の指定等
44の2①～⑤⑦	違法放置物件に対する措置等
45①	道路標識等の設置
46①③	通行の禁止等
47③	限度をこえる車両の通行の禁止等
47の2①②⑤	限度をこえる車両の通行の許可
47の3①②	車両の通行に関する措置
47の4①②	制限を行う場合の道路標識の設置
47の5①③～⑥	市町村による歩行安全改築の要請の受理等
47の6	道路の立体的区域の決定等
47の7①②	道路一体建物に関する協定の締結等
47の10①③	道路保全立体区域の指定等
48②④	道路保全立体区域内の制限

48の2①②④	自動車専用道路の指定等
48の5①～④	自動車専用道路との連結許可
48の8②、48の9	連結許可に基づく地位承継の届出の受理等
48の10	連結許可等に条件を付すこと
48の11②	自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置
48の12	違反行為に対する措置
48の13①～⑤、48の14①	自転車専用道路の指定等
48の15④	自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置
48の16	違反行為に対する措置
48の17①	利便施設協定の締結等
48の18①～③	利便施設協定の公告、縦覧等
66①	他人の土地への立入等
67の2①～⑤	放置車両の移動等
68①②	災害時における土地の一時使用等
71①～③⑤	監督処分(71④道路監理員の任命に係る部分を除く)
71④	監督処分(道路監理員の任命に係る部分に限る)
〈69②③〉	損失を受けたものとの協議等※72②において準用
87①	許可等に条件を附すこと
91①	道路予定区域の行為許可等
〈32①～⑤、33①②、34、35、36①②〉	道路予定区域の占用の許可等※91②において準用
〈37①～③〉	道路予定区域の占用の禁止等※91②において準用
〈38①②〉	道路予定区域の占有に関する工事の施工等※91②において準用
〈40②〉	道路予定区域の原状回復の指示※91②において準用
〈44①②④〉	道路予定区域の損害予防のための区域の指定等※91②において準用
〈44の2①～⑤⑧〉	道路予定区域の違法放置物件に対する措置等※91②において準用
〈47の10①③〉	道路予定区域の道路保全立体区域の指定等※91②において準用
〈48②～④〉	道路予定区域の道路保全立体区域内の制限※91②において準用
〈71①～③⑤〉	道路予定区域の監督処分(71④道路監理員の任命に係る部分を除く) ※91②において準用

〈71④〉	道路予定区域の監督処分（道路監理員の任命に係る部分に限る） ※91②において準用
〈73①～③〉	道路予定区域の負担金等の強制徴収※91②において準用
〈87①〉	道路予定区域の許可等に条件を附すこと※91②において準用
〈92④〉	道路予定区域の不用物件の交換等※91②において準用
〈93〉	道路予定区域の不用物件の使用の申出※91②において準用
92①④	不用物件の交換等
93	不用物件の使用の申出
94①③	不用物件の返還
95 の 2①②	公安委員会との調整
24 の 2①③	駐車場に係る駐車料金の徴収等
39①	占用料の徴収等
47 の 2③	限度をこえる車両の通行の許可に係る手数料の徴収
48 の 7①②	自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収
54①	境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等
54 の 2①	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等
55①②	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等
58①	原因者負担金の徴収
59③	附帯工事に要する費用の徴収
60	他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収
61①②	受益者負担金の徴収
62	道路の占有に関する工事の費用負担
69①～③	損失の補償等
70①③④	道路の新設等に伴う損失補償
72①③	監督処分に伴う損失補償等
73①～③	負担金等の強制徴収等
〈39①②〉	道路予定区域の占用料の徴収等※91②において準用
〈72①③〉	道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等※91②において準用
91③④	道路予定区域の行為許可に係る損失補償等

[用紙番号 国土交通省—58]

個表番号	2-④	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	74	事務内容	指定区間外国道の新設・改築の認可
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による認可は当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認められているものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政における国道の新設等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p> <p>○効率的・効果的に事務を執行するためには、指定区間外国道の整備・管理に係る都道府県の事務を広域的实施体制に持ち寄ることが不可欠であり、この場合には、広域的实施体制が上記事務を行おうとするとき国土交通大臣が認可する必要がある。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
○上記①のとおり。			

[用紙番号 国土交通省—59]

個表番号	2-④	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	7⑤⑥	事務内容	都道府県道の路線認定の協議に係る裁定
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該事務は、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、中立的な立場にある第三者として制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、このような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p> <p>○さらに、都道府県道の路線の認定及び認定に係る裁定に当たっては、「当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成する地方的幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となってこれらの機能を十分に発揮することができるよう配慮」して行う必要があるところ（道路法第 7 条第 7 項）、都道府県間において判断が一致しない場合において当該配慮を適切に加えた上で裁定を行うべき主体は、一定区域内における事務を担う組織である広域的实施体制ではなく、全国的な観点を有する国しか行い得ない。</p> <p>○このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、上記のとおり制度の企画・立案等の権限を有しておらず、一定区域内における事務を担う組織である広域的实施体制が行うことはできないものである。</p> <p>○なお、効率的・効果的に事務を執行するためには、都道府県道の整備・管理に係る事務を広域的实施体制に持ち寄ることが有効であり、この場合には、広域的实施体制が行う都道府県道の路線認定の協議に係る裁定は、国土交通大臣が行う必要がある。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。</p>			



[用紙番号 国土交通省—61]

個表番号	2-④	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	75①②③ 76 78 <75①②③>	事務内容	道路管理者に対する措置等の指示等 道路管理者からの報告の受理 道路行政等に対する勧告等 道路予定区域の道路管理者に対する措置等の指示等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○これらはいずれも、道路管理者による道路の構造の保全等が全国的に適切に図られるよう、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、上記のような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>（この欄は空欄です）</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省—62]

個表番号	2-④	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	<7⑤⑥> 19②③ 19 の 2②③ <7⑥> <19②> <19 の 2②> <7⑥>	事務内容	境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定※13⑤において準用 境界地の管理の方法の協議に係る裁定 共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定 共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等※54②において準用する 19②において準用 境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定※54②において準用 共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定※54 の 2②において準用 共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等※54 の 2③において準用する 19②において準用
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○これらはいずれも、境界地の道路における関係道路管理者等を含む道路管理者による道路管理が全国的に適切になされるよう、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、中立的な立場にある第三者として制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、上記のような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>○上記①のとおり。</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>○上記①のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省—63]

個表番号	2-④	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	77①②	事務内容	道路に関する調査
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該調査権限は、国土交通大臣が道路行政における施策の企画・立案等を行うために必要な道路網全般に係る調査を行うことができるよう、国土交通大臣は道路に関する必要な調査を道路の存する地方公共団体の長等が行うこととすることができること等が定められたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該調査権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。</p> <p>○なお、道路管理者が自己の管理する道路について必要な調査を行うことは当然可能であり、広域的实施体制が管理する道路についても同様である。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省—64]

個表番号	2-④	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	79①	事務内容	社会資本整備審議会への諮問
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○国土交通省に置かれた社会資本整備審議会への諮問は、国が策定する道路整備に関する計画である社会資本整備重点計画や国道の路線の指定又は道路網全般に係る道路に関する制度について、国土交通大臣が道路行政における施策の企画・立案・決定をするに当たって、道路行政の公正を期す等のために定められたものである。このため、このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、当該諮問は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該企画・立案・決定に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p> </p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省—65]

個表番号	2-⑤	法律名	公営住宅法 (S26 法 193)
条 項	11①②	事務内容	補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知
	37①		公営住宅建替事業に伴う公営住宅等の用途廃止の承認
	44①③		公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認
	45①②		社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認
	46①		他の地方公共団体への譲渡の承認
	49		事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせること
	51 II III		厚生労働大臣との協議（譲渡の承認等）
	50		国の補助金の返還命令等
51 I	厚生労働大臣との協議（補助金の交付決定）		
<b>①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>補助金の交付決定等は、国費の配分に関する事項であり、国でなければ判断することができない。</p> <p>また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、補助財産の処分等については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記公営住宅法の規定は、特に国庫補助財産である公営住宅の処分等について承認を行うなど、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国ではない広域的实施体制が判断することはできない。</p>			
<b>②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>①で述べたとおり、国費の配分に関する判断、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的实施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—66]

個表番号	2-⑤	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	25 の 2① 〈25 の 2①〉 (17 ① I, II に掲げ る 事 業 に 関 す る も の)	事務内容	社会資本整備審議会等の意見の聴取 社会資本整備審議会等の意見の聴取※138 において準用
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>土地収用法第 25 条の 2 では、事業認定庁が行おうとする処分（事業認定又はその拒否）と異なる趣旨の意見書がある場合には、事業認定庁が国土交通大臣である場合は社会資本整備審議会の、都道府県知事である場合は条例で定める審議会その他の合議体の機関の意見の聴取を義務付けるとともに、事業認定庁はその意見を尊重して処分を行うこととされている。</p> <p>広域的实施体制が事業認定庁となる場合にも第三者機関の意見聴取が必要であるが、現在の「広域的实施体制の枠組み（方向性）」、「基本構成案」及び「当てはめ修正試案」において、広域的实施体制は国の行政機関に置かれる第三者機関（社会資本整備審議会等）に意見聴取をすること、又は広域的实施体制に新たに第三者機関を設置し、当該機関に意見聴取をすることのいずれを予定しているのかなど、その取扱いが明らかにされていない。</p> <p>また、「当てはめ修正試案」において、大臣の関与として「承認」を設けることとされているが、当該「承認」が具体的に何を指すのか不明である（仮に、広域的实施体制が第三者機関に付議するに先立ち、付議してもよいか大臣に承認を求める手続を新たに設けることを指すとすれば、当該「承認」は意見聴取の履行を担保する必要から設けられるものではないため不要と思料）。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>上記①の観点より、広域的实施体制による国の行政機関に置かれる第三者機関への意見聴取（その法制上の可否）、あるいは広域的实施体制にこの種の第三者機関を設置することを想定しているかどうかについて整理が必要。</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—67]

個表番号	2-⑤	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	26② 〈26②〉	事務内容	事業認定の告示をした旨の報告を受けること 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定の告示をした旨の報告を受けること※138 において 準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>土地収用法第 26 条第 2 項に基づく都道府県知事からの報告は、都道府県知事の行った事業認定に基づき収用委員会が行った裁決に対する不服申立ての審査庁が国土交通大臣であることや（同法第 129 条）、国が地方自治法に基づき是正の要求を行うために必要であることから設けられたものである。不服申立ての審査庁や是正の要求の主体ではない広域的实施体制は都道府県知事からの報告を受ける立場になり得ないため、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p></p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり。なお、上記事務を広域的实施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—68]

個表番号	2-⑤	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	27①～④、⑥⑦ 〈27①～④、⑥⑦〉	事務内容	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分※138 において準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>都道府県知事が事業の認定を拒否した場合や、一定期間内に事業の認定に関する処分を行わない場合、土地収用制度により実現されるべき公益性が当該地域で実現されず、起業者及びその事業により恩恵を受ける地域住民に不利益が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、起業者の申請により、国土交通大臣が都道府県知事に代わって最終的に事業認定を行うため、本条が定められているが、当該権限は事業認定制度を企画立案する立場にある国土交通大臣が制度の適正な運用を担保する観点から行使するものである。</p> <p>したがって、事業認定制度を企画立案する立場にない広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり、広域的实施体制は事業認定制度を企画立案する立場にないことから、上記事務を広域的实施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—69]

個表番号	2-⑤	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	30②③ 〈30②③〉	事務内容	事業の廃止又は変更の報告を受けること 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止 又は変更の報告を受けること※138 において準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>土地収用法第 30 条第 2 項及び第 3 項に基づく都道府県知事からの報告は、国が地方自治法に基づき是正の要求を行うために必要であることから設けられたものである。是正の要求の主体ではない広域的实施体制は都道府県知事からの報告を受ける立場になり得ないため、上記事務を移譲することはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり。なお、上記事務を広域的实施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—70]

個表番号	2-②	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条 項	9 の 3①②	事務内容	特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定行政庁が、違反建築物等への是正命令を行った場合（建築基準法第9条第1項又は第10項）において、当該命令に係る建築物の設計者、工事管理者若しくは工事の請負人若しくは宅地建物取引業者又は浄化槽の製造業者の氏名等を国土交通大臣へ通知するとされているのは、建築士法、建設業法、宅地建物取引業法に基づく監督処分権限を有する機関に対して情報提供を行うための手続きであり、それらの法律に基づく監督処分権限と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>建築士法、建設業法、宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>建築士法、建設業法、宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—71]

個表番号	2-②	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条 項	14①② 16	事務内容	勧告、助言又は援助 必要な報告等
<b>①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>これらはいずれも、国土交通大臣が有する建築基準に関する制度（法令等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、当該制度の趣旨を踏まえた裁量的・専門的な判断に基づき、かつ、当該制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、当該制度の企画・立案等に係る権限と一体不可分であり、これらの権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
<b>②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>①で述べたとおり、これらの権限は建築基準制度の企画・立案等に係る権限と一体不可分であり、広域的实施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—72]

個表番号	2-②	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条 項	17②④⑨⑪	事務内容	特定行政庁（都道府県知事）に対する指示等
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定行政庁（都道府県知事）に対する指示等は、国土交通大臣が有する建築基準に関する制度（法令等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、国民の生命又は身体を保護し、当該制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、当該制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p></p>			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、特定行政庁（都道府県知事）に対する指示等は、国民の生命又は身体を保護し、建築基準に関する制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できないものであって、広域的实施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—73]

個表番号	2-②	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条 項	77 の 58①②、 77 の 60 77 の 61 77 の 62①②③ 77 の 65	事務内容	建築基準適合判定資格者の登録 建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理 建築基準適合判定資格者の登録の消除等 手数料の納付
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>建築基準適合判定資格は、建築主事等として、建築計画が国が定める建築基準に適合するかを判定する建築確認等の業務を行うために必須の資格であり、その業務が高い技術的水準のもと公正妥当に行われることが確保されるよう、国（国土交通大臣）が一元的に検定試験を行うこととしている（本省で事務を実施。）。</p> <p>その上で、監督の効率的な実施や資格者の利便等の観点から、便宜的に当該資格者の住所地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているにすぎず、登録は、国の運営するデータベース上で行い、一元的に管理しているものである。</p> <p>このように、建築基準適合判定資格者登録等はこの検定制度と一体不可分であり、これらの権限を有する国ではない広域的实施体制に行うことはできない。区域の制約よりむしろその適格性を欠くことが、広域的实施体制の課題であると当方は認識しており、ご提案の区域外権限行使をはじめとする特例的な取扱いを講じたとしてもなお解決することはできない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、建築基準適合判定資格者の登録等は建築基準適合判定資格制度の企画・立案権限と一体不可分であり、資格検定試験と一元的に行われるべきであるため、当該資格に関する事務については、広域的实施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—74]

個表番号	2-㉔	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条 項	49㉔ 68 の 2 ㉕ 85 の 3	事務内容	特別用途地区に係る条例の承認 地区計画に係る条例の承認 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>建築基準法は建築物に係る最低基準を規定したものであり、法別表第二において市街地を構成する各建築物と各用途相互の悪影響を防止し市街地の環境を保全することを目的とする用途地域における建築物の制限を定めている。用途を緩和する条例を制定することは、基準そのものについて一般的な緩和を認める、法の改正に類似した行為であるから、建築基準制度の企画・立案権限、法の解釈権を有する国土交通大臣でなければ判断をすることはできない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>③移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>①で述べたとおり、本事務は建築基準制度の企画・立案権、法の解釈権と一体不可分であり、これらの権限を有する国が一元的に行う必要があるため、広域的实施体制の委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—75]

個表番号	2-㉔	法律名	建築士法 (S25 法 202)
条 項	5② 5 の 2①② 8 の 2 10①～③  10 の 2 ③④	事務内容	一級建築士免許の交付 一級建築士の住所等の届出の受理 一級建築士の死亡等の届出の受理 一級建築士に対する戒告、聴聞、参考人の意見を聴くこと 構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等

## ①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

一級建築士は、より高度な専門的知識が必要となる建築物の設計又は工事監理を行うために必須となる国家資格であって、その業務は、高い技術的水準のもと公正妥当に行われることが確保されるよう、国（国土交通大臣）が一元的に一級建築士試験の実施、登録等の監督等を行うこととしている。（本省で事務を実施）。

その上で、監督等の効率的な実施や一級建築士の利便等の観点から、便宜的に当該一級建築士の住所地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているにすぎず、登録は、全国統一のデータベース上で行い、一元的に管理しているものである。このように、免許の交付等の事務は、一級建築士の監督等の権限と一体不可分であるため、当該権限を有する国ではない広域的实施体制に行うことはできない。区域の制約よりむしろその適格性を欠くことが、広域的实施体制の課題であると当方は認識しており、ご提案の区域外権限行使をはじめとする特例的な取扱いを講じたとしてもなお解決することはできない。

## ②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、一級建築士の監督等の権限と一体不可分であり、これらの事務と一元的に行われるべきであるため、広域的实施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

[用紙番号 国土交通省—76]

個表番号	2- <sup>54</sup>	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	43 の 6 <55 の 2> 43 の 8②③ <37③> (43 の 2)  56 の 6①～③ 56 の 4①～⑦⑨ 56 の 5 ①③④	事務内容	開発保全航路の開発等 他人の土地への立入等 (開発保全航路に関する工事) 開発保全航路内の占用許可等 国又は地方公共団体の開発保全航路内の占用等に係る協議 他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担 開発保全航路に開発等に係る負担金の強制徴収等 監督処分 報告の徴収等 (開発保全航路の水域の占有等の許可を受けた者に対する事務)
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○開発保全航路は、港湾区域等以外の水域における船舶の交通を確保するための航路であり、その開発及び保全は一地方の利害のみならず国の利害に重大な影響を与えることから、国際的・全国的観点からその開発及び保全を行う必要がある。</p> <p>○例えば、関門航路は、東アジア・北米等の主要港湾間を結ぶ国際基幹航路として、日本の産業・経済を支える大動脈としての機能を果たしている。また、国際戦略港湾（京浜港・阪神港）の国際競争力強化のためには、国際戦略港湾と海外主要港を結ぶ船舶の利用状況を踏まえた開発保全航路の適確な開発及び保全が必要不可欠である。</p> <p>○現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が地方整備局に対して、同一組織内の上下関係による指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性により国際的・全国的観点から適切な整備・管理水準を適正・迅速・確実・効率的に確保することが可能となっているところである。</p> <p>○現行の地方自治法の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、開発保全航路の開発及び保全に関する事務は、上述のとおり、国際的・全国的観点から行っている国の利害に重大な影響を与える国家的重要性に係るものであり、また、いずれの都道府県の行政区域に含まれるのか明確ではない海域において行っているものであつて、現行の地方自治法の法定受託事務とは大きくその性格が異なるところである。さらに、当該事務は、地方自治法の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点からの国の関与のみならず、迅速性・確実性・効率性の確保といった観点からの国による関与も必要不可欠である。これらのことから、開発保全航路の開発及び保全に関する事務については、国による関与を柔軟に設けることにより、新たな事務類型とし、現在と同等の開発及び保全の水準が安定的かつ永続的に確保されることが必要である。</p> <p>○以上のことに鑑みれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「国の関与」として記載している認可・同意・承認はあくまでも事後的・受動的なものであり、適時・迅速性が求められる事務の性格上適切な国の関与とな</li> </ul>			

らない場合がある。また、「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」についても、現行の地方自治法の「資料の提出要求」と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まり、個別状況への対応が求められる開発保全航路の状況について、国として適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことが担保されないおそれがある。

- したがって、「修正試案」では、国際的・全国的観点からみた国益を担保する上で不都合が生じる。
- なお、「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるため、当該「事業計画」の内容を明確化して頂きたい。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 上記不都合を解消するためには、広域的实施体制が行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを担保するため、以下のような国土交通大臣の関与が必要である。
  - ◇国土交通大臣が開発保全航路の開発及び保全に係る計画及び毎年度の実施計画を決定
  - ◇国土交通大臣が開発保全航路の開発及び保全に係る毎年度の所要の予算額を措置
  - ◇国土交通大臣が、広域的实施体制の長に対して、同計画・予算に基づいた開発保全航路の開発及び保全を執行させる義務を負わせる仕組み
  - ◇国土交通大臣が、開発保全航路の開発及び保全に関する基準を作成・提示（一般的基準にとどまらず、開発保全航路の個別・具体の状況に照らし必要な基準や、事務の特性に応じた基準）
  - ◇国土交通大臣による広域的实施体制の長に対する適時の指示、広域的实施体制の長が当該指示に従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行
  - ◇広域的实施体制の長が開発保全航路の開発及び保全に係る一定の事務（占用許可等）を行おうとする場合の国土交通大臣の承認等
  - ◇広域的实施体制の事務処理の執行状況について、国土交通大臣による適時の調査（報告徴収、実地調査等）

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される上記の仕組みが整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省—77]

個表番号	2-⑤	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	46①	事務内容	国が負担した港湾施設の譲渡等の認可
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>本事務は、国土交通大臣が港湾管理者に対して、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡しようとするとき等に国土交通大臣の認可を受けなければならない旨を規定したものである。</p> <p>上記港湾法の規定は、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国（国土交通大臣）でなければ判断することができないものである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>① で述べたとおり、国費を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、特定広域連合に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省—78]

個表番号	2-⑤	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	58③	事務内容	埋立の目的以外の用途使用等に係る協議
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○公有水面埋立法に基づく都道府県知事の免許に際しての国土交通大臣の認可等の事務は、大規模な埋立については国の利害に大きく関係するものであることから、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があり、特定広域連合が実施することは不適當である。</p> <p>○当該事務についても、国土交通大臣の認可に付随して行う事務であることから、特定広域連合が実施することは不適當である。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない特定広域連合が実施することは不適當であり、特定広域連合に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省—79]

個表番号	2-⑤	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	56 の 5②③④	事務内容	報告の徴収等 (港湾運営会社に対する事務)
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○本事務は、国土交通大臣が港湾運営会社に対して、我が国港湾の国際競争力の強化の観点から、必要な監督措置（指定の取消し、監督命令等）を適切に行うため設けられているものである。</p> <p>○上記監督措置は、地方整備局に委任されておらず本省が行っている事務であることから、本事務を特定広域連合に移譲した場合、港湾運営会社に対して監督権限を有さない組織が、業務等の状況に関する報告徴収や事務所等への立ち入り等のみ行い得ることとなり、不相当である。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記の①の理由のとおり、そもそも港湾運営会社に対する監督は本省が実施しているため、これに関連する事務である報告の徴収についても国が実施すべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省—80]

個表番号	2— <sup>55</sup>	法律名	建設業法 (S24 法 100)
条 項	3① 3 の 2① 5 7 11①～⑤ 12 13 15 〈5〉 〈11①～⑤〉 〈12〉 〈13〉 19 の 5 24 の 6③ 25 の 27② 27③ 27 の 26①②④ 27 の 27 27 の 28 27 の 29①②③ 27 の 37 27 の 38 28①③⑦ 28⑥ 29①②、29 の 2① 29 の 3③ 29 の 4①② 29 の 5②③④ 30① 31① 41① 41②③ 42①②、42 の 2④	事務内容	建設業の許可 建設業の許可の条件及び変更 許可申請書の受理 経營業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の認定 営業所の所在地等の変更の届出 (一般建設業) 建設業者の廃業等の届出 (一般建設業) 提出書類の閲覧 (一般建設業) 特定建設業許可における営業所の専任技術者の認定 特定建設業者にかかる建設業の許可の申請等※17において準用 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出※17において準用 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出※17において準用 特定建設業者に係る提出書類の閲覧※17において準用 発注者に対する勧告 下請負人に対する特定建設業者の指導等に係る通報を受けること 建設業者の施工技術の確保に資するための措置 技術検定合格証明書の交付等 経営規模等評価 申請者に対する経営規模等評価の結果の通知 経営規模等評価の再審査の申立の受理 申請者に対する総合評定値の通知 建設業者団体の届出 建設業者団体に対する報告要求 建設業者への指示及び営業の停止等 都道府県知事が建設業者へ処分を行ったときの報告を受けること 建設業者の許可の取り消し 建設工事の施工の差し止め命令 新たに営業を開始することの禁止 建設業者監督処分簿の備付け等 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告 立替払い等の勧告 公正取引委員会への措置要求等

## ① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

建設工事は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国としてその適正な施工と発注者の保護を図る必要がある。このため、建設工事の契約及び施工に係る業務の適正な運営が確保されるよう、国による許可制度を実施しているところである。(なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事の許可制度としているが、これは、このような事業者の事業活動が一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。)

国土交通大臣の有する許可制度に係る事務・権限について、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。

地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣許可」を付与し、事業者が主たる事務所を移転し管轄する地方整備局長が変更になっても同一の許可であるように、国土交通大臣による一元的な許可制度となっている。このため、国と異なる主体である広域の実施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な許可制度に係る事務・権限を担うことはできない。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、建設業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。

[用紙番号 国土交通省—81]

個表番号	2— <sup>56</sup>	法律名	測量法 (S24 法 188)
条 項	55 の 2 55 の 5①② 55 の 6①② 55 の 7①② <55 の 5①②> <55 の 6①②> 55 の 8①② 55 の 9①② 55 の 10① <55 の 6②> 55 の 12① 55 の 12②③  56 の 6 57①② <55 の 6②> 57 の 2①②  57 の 3①	事務内容	測量業者の登録申請書の提出を受けること 測量業者登録簿への登録等 測量業者登録の拒否等 測量業者の登録事項の変更登録申請を受けること 測量業者登録簿への変更登録等※55 の 7③において準用 測量業者の変更登録の拒否等※55 の 7③において準用 測量業者から営業経歴書等の提出を受けること 測量業者から廃業等の届出を受けること 測量業者登録簿からの登録の消除 測量業者登録簿からの登録の消除の通知※55 の 10②において準用 測量業者登録簿を閲覧に供すること 測量業者の登録等の書類の写し等を都道府県知事に送付等すること 測量業者への助言 測量業者の登録の取消し、営業の停止 測量業者の登録を取り消した場合等の通知※57③において準用 測量業者の登録の取消しに係る聴取を行う場合及び営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合には参考人の意見を聴くこと 測量業を営む者に対する報告徴収、立入検査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>測量業は、他人の求めに応じ報酬を得て土地の測量を業として行うものである。土地の測量については、その重複を除き、正確さを確保することが、国民生活や経済活動に寄与するものであることから、国として測量の実施基準及び実施に必要な権能を定め、国民の利益の保護と業の健全な発達を図る必要がある。このため、測量に係る業務の適正な運営を確保するため、国による登録制度を実施しているところである。</p> <p>国土交通大臣の有する登録制度に係る事務・権限について、主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。</p> <p>地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣登録」をしており、事業者が主たる営業所を移転し管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の登録であるように、国土交通大臣による一元的な登録制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的实施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な登録制度に係る事務・権限を担うことはできない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、測量業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—82]

個表番号	2-⑤7	法律名	水防法（S24法193）
条 項	7③	事務内容	二以上の都府県に係る水防計画について、関係都府県知事から報告を受けること
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 当該権限は、全国的に水防の実態を把握するとともに、将来最も効果的な水防を行うことができるよう水防行政の企画立案に資するため、都道府県から水防計画の報告を受けるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○ 上記①のとおり。          なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、二以上の都府県に係る水防計画について、関係都府県知事から報告を受けるための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—83]

個表番号	2-57	法律名	水防法（S24法193）
条 項	10②	事務内容	国交大臣が指定した河川等に洪水のおそれがある ときの関係都道府県への通知等
	13①		国交大臣が指定した河川の水位情報の関係都道府 県への通知等
	14①③		国交大臣が指定した河川の浸水想定区域の指定及 び関係市町村への通知
	16①②④		国交大臣が指定した河川等の水防警報を行うこと 及び関係都道府県への通知
	27②		水防上緊急を要する通信のための電気通信設備の 優先的利用
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
○一級河川における洪水警報、水位情報、浸水想定区域の指定、水防警報に関する事務につ いては、「用紙番号 国土交通省—32」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の 関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—84]

個表番号	2-⑤7	法律名	水防法（S24法193）
条 項	40	事務内容	水防協力団体に対する情報提供、指導、助言
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、水防協力団体に対して水防に関する最新の知見や高度な技術等の情報提供、指導、助言を行うものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○ 上記①のとおり。          なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、水防協力団体に対する情報提供、指導、助言を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—85]

個表番号	2-⑤7	法律名	水防法（S24法193）
条 項	47①	事務内容	都道府県又は水防管理団体に対する報告徴収
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○ 当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、水防に関する資料を集め、全国的に水防に関する基礎資料を整備して水防の実態を把握するとともに、将来最も効果的な水防を行うことができるよう水防行政の企画立案に資するため、水防管理団体及び都道府県から報告を求めるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>○ 上記①のとおり。          なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、都道府県又は水防管理団体に対する報告徴収を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—86]

個表番号	2-⑤7	法律名	水防法（S24法193）
条 項	48	事務内容	都道府県又は水防管理団体に対する勧告及び助言
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者として水防に関するあらゆることについて都道府県・水防管理団体に対し勧告・助言を行うものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○ 上記①のとおり。          なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、都道府県又は水防管理団体に対する勧告及び助言を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—87]

個表番号	2-68	法律名	公有水面埋立法 (T10 法 57)
条 項	23②	事務内容	都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許可をする際に報告を受けること
	27③		都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をする際に協議を受けること
	29③		都道府県知事が埋立地の用途変更の許可をする際に協議を受けること
	33②		都道府県知事から違反事実の更正の命令をするときの報告を受けること
	47①		都道府県知事の職権に属する事項（埋立免許）に関する認可 （①50ha を超える埋立て及び②2 以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立て等を除く。）
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
○公有水面埋立法に基づく都道府県知事の免許に際しての国土交通大臣の認可等の事務は、大規模な埋立については国の利害に大きく関係するものであることから、国の利害を直接主体的に判断できる立場にある国の機関が自ら行う必要があり、国の利害を直接主体的に判断する立場に立ち得ない広域的实施体制が実施することは不可能である。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
○上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、当該事務を適切に実施するための執行体制を検討する。			

[用紙番号 国土交通省—88]

個表番号	2-⑤9	法律名	運河法 (T2 法 16)
条 項	1 2① 3② 8① 9 15①、16①	事務内容	運河の開設の免許 工事設計の認可の申請期限の指定 設計の運河の接続に係る設備共用命令等 事業の報告の徴収等 運河の維持修繕命令等 運河及び附属物件の買収
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
○運河法に基づく国土交通大臣の免許等の事務は、全国的な内航水運・物流網の整備の観点から、国民生活の向上について直接主体的かつ全国的な視野のもとに判断できる立場にある国の機関が自ら行う必要があり、これについて全国的な視野のもとに判断する立場に立ち得ない広域的实施体制が実施することは不可能である。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
○上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、当該事務を適切に実施するための執行体制を検討する。			

[用紙番号 国土交通省—89]

個表番号	2-⑥	法律名	砂防法 (M30 法 79)
条 項	※別紙参照	事務内容	※別紙参照
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○砂防事業は、平成 23 年台風第 12 号による紀伊半島の土砂災害や雲仙普賢岳火山災害のように、国土保全上特に重要なものとして、土砂移動現象が全国的にも大規模で特殊性を有する、高度の技術力が必要である等の場合に、国土交通大臣が砂防設備の管理・施行・維持を実施している。</p> <p>○これは、当該土砂移動現象の解明と対策計画の立案には、土砂災害に係る最新知見及び海外技術協力等を通じて蓄積する国際的知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、全国的な人員・資機材を結集し組織的・機動的に対応する必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるもの。特に、平成 23 年台風第 12 号や雲仙普賢岳の噴火に際しては、上記理由から、全国から専門的知見を有する職員を動員し対策に当たったところである。</p> <p>○このため、砂防行政所管大臣として、大規模で特殊な土砂移動現象への対策に万全を期し、国民の生命、財産等を守るためには、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処できることにより、国が現在自ら整備・管理している場合と同様に最適な整備・管理方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。</p> <p>○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、土砂移動現象の特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備・管理方法・体制を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、国土交通大臣が実施する砂防設備の管理・施行・維持については、上述のとおり、甚大な災害からの国民の生命・財産の保護という国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであつて、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。</p> <p>さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった観点（公共サービス基本法第 3 条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、国土交通大臣が実施する砂防設備の管理・施行・維持については新たな事務類型とし、適切な国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</p> <p>○また、以上のことに鑑みれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「国の関与」や「並行権限行使」については、要件・法的効果は不明であるが、認可・同意・並行権限行使はあくまでも事後的・受動的なものであるため、火山等を含む極度に荒廃した流域等の日々変化する個別状況への対応や、緊急時等における迅速な対応に限界がある。指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確</li> </ul>			

実に確保されるものでなければ同様である。また、法定受託事務の「処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界がある。

- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まることから、火山等を含む極度に荒廃した流域等の日々変化する個別状況への対応や、緊急時等における迅速に限界が生じ、現在と同様の整備・管理方法を確保していくことが極めて困難となるおそれがある。

ため、国土交通大臣が大規模で特殊な土砂災害から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。

- したがって、「修正試案」では、国土の根幹的な基盤を維持し、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。

## ② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 上記不都合を解消するためには、広域的实施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

◇国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み

◇砂防設備の整備及び管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的基準にとどまらず、砂防設備の個別・具体の状況に照らして災害発生の防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特定に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）

◇国土保全の観点から治水上砂防のため特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域实施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続きを経ることは不要）

◇広域的实施体制の長が、国土保全の観点から砂防上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

◇広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告提出、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

- また、全国的にも大規模で特殊性を有する土砂災害対策は、専門的知見を有する人員を集中的又は長期的に投入する必要があるなどの場合があり、上記関与のみでは対策に万全を期すことができないおそれがあるため、慎重な検討を要する。

- なお、個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、新たな事務類型と国の関与について基本的な考え方がまとまった後に、当該事務の内容等を踏まえて具体的に整理していくべきものとする。

- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定され

ない。

○さらに、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや、全国の広域的实施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要である。

**③ 移譲の例外とすべきと考える理由**

○国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

個表番号	2-60	法律名	砂防法 (M30 法 79)
条 項	4②	事務内容	指定土地における一定の行為の禁止・制限
	6②		砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示 (砂防設備により特に利益を受ける地方公共団体が 2 以上の地方整備局の管轄区域にわたる場合を除く)
	7		都道府県の管内の公共団体の行政庁に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持をなすことの指示※6③による施行
	8		他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要がある場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示※6③による施行
	11 の 2①		砂防設備台帳の調製、保管※6③による施行
	22		土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令※6③による施行
	23		指定土地等への立入、障害物の除却等※6③による施行
	18②		費用の追徴
	29		許可の取消、効力の停止、条件変更、設備変更、原形回復命令等
	30		更正命令等
	36		法令による義務の履行命令
	37		保証金の納付目的又は過料への充用
	38		私人が負担する費用等の徴収
	39		職権の行政処分による強制



[用紙番号 国土交通省—91]

個表番号	3-①	法律名	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（H20 法 38）
条 項	4①③ 〈4③〉 5①～③ 17①	事務内容	農商工等連携事業計画の認定 農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用 農商工等連携事業計画の変更認定、取り消し等 認定農商工等連携事業者に対する報告徴収
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>標記事務・権限については、ご提案の当てはめ修正試案において自治事務に区分されているが、特例制度（基本構成案）を踏まえれば、「法定受託事務」に区分される必要がある。</p> <p>また、本法による農商工等連携事業計画に係る認定の効果は、中小企業信用保険法の特例等の特例を受けることにあるところ、現在の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的实施体制による認定の場合であっても特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p>なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないように整合が図られるべきである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標記事務・権限については、「法定受託事務」に区分されること。</li> <li>・ 特例措置について、広域的实施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、関係当局との間で整理されること。</li> </ul>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—92]

個表番号	3-②	法律名	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（H19 法 39）
条 項	6①②④ 7①② 〈6②④〉 15	事務内容	地域産業資源活用事業計画の認定等 地域産業資源活用事業計画の変更の認定、取り消し等 地域産業資源活用事業計画の変更申請等※7③において準用 地域産業資源活用事業計画の実施状況の報告の徴求

## ① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

標記事務・権限については、ご提案の当てはめ修正試案において自治事務に区分されているが、特例制度（基本構成案）を踏まえれば、「法定受託事務」に区分される必要がある。

また、本法による地域産業資源活用事業計画に係る認定の効果は、中小企業信用保険法の特例等の特例を受けることにあるところ、現在の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的实施体制による認定の場合であっても特例を措置することについて整理が必要である。

なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないように整合が図られるべきである。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- ・ 標記事務・権限については、「法定受託事務」に区分されること。
- ・ 特例措置について、広域的实施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、関係当局との間で整理されること。

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省—93]

個表番号	3-③	法律名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（H19法59）
条項	5⑧	事務内容	地域公共交通総合連携計画の送付を受けたとき、市町村に対し必要な助言をすること
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 当該権限は、国土交通大臣が、地域公共交通総合連携計画に定められる地域公共交通特定事業に係る実施計画の認定等を行うことから、地域公共交通総合連携計画を作成した市町村に対して、必要な助言を行うものである。</p> <p>当該権限は、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○ 上記①のとおり。</p> <p>なお、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—94]

個表番号	3-③	法律名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (H19 法 59)
条 項	6⑥	事務内容	6⑥: 地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすること
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 当該権限は、国土交通大臣が、地域公共交通総合連携計画に定められる地域公共交通特定事業に係る実施計画の認定等を行うことから、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言を行うものである。</p> <p>当該権限は、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○ 上記①のとおり。</p> <p>なお、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—95]

個表番号	3-④	法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18法91）
条項	10①、③～⑤ 31①④～⑦ <31①④～⑦> 32① 36④⑤⑥	事務内容	道路管理者の基準適合義務等 道路特定事業計画の策定及び実施等 市町村による道路特定事業計画の策定及び実施等 市町村による道路特定事業の共同実施 交通安全特定事業計画の作成に関し意見を述べること 等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
※指定区間内国道における道路管理者の基準適合義務等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—96]

個表番号	3-④	法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18法91）
条 項	32③	事務内容	国道に係る道路特定事業の同意
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による同意は当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認められているものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政における国道の新設等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p> <p>○効率的・効果的に事務を執行するためには、指定区間外国道の整備・管理に係る都道府県の事務を広域的实施体制に持ち寄ることが不可欠であり、この場合には、広域的实施体制が上記事務を行おうとするとき国土交通大臣が認可する必要がある。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
上記①のとおり。			

[用紙番号 国土交通省—97]

個表番号	3-④	法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18法91）
条 項	34①③～⑤	事務内容	都市公園特定事業計画の策定及び実施等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく上記の事務は、都市公園法に基づく国営公園の公園管理者の事務・権限と一体不可分のものであるため、それと同一の整理となる。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>都市公園法に基づく国営公園の公園管理者としての国土交通大臣の事務・権限（[用紙番号 国土交通省—53]）と同一の整理として、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—98]

個表番号	3-⑤	法律名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (H17 法 51)
条 項	18	事務内容	技術基準適合命令
	28②		特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指導及び助言
	29①		特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収
	29②		特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>建設工事は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国としてその適正な施工を確保する必要がある、そのための各種制度を措置している。標記事務は、一定の種類の建設工事を実施するために必要となる建設機械に対する規制であり、建設工事の適正な施工を確保するための国による制度の一つとして実施される必要があることから、国土交通大臣が本法に基づく建設機械の使用者に対する監督を一元的に実施している。</p> <p>したがって、国と異なる主体である広域的实施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な監督権限を担うことはできない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、監督を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—99]

個表番号	3-⑦	法律名	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (H11 法 18)
条 項	9① 10①② 34① 35 11① 12①～③ 34② 35	事務内容	経営革新計画の承認 経営革新計画の変更の承認・取り消し 中小企業者の経営の状況を把握するための調査 経営革新のための事業を行う者からの報告の徴収 異分野連携新事業分野開拓計画の認定 異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定等 異分野連携新事業分野開拓の状況を把握するための調査 異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う者からの報告の徴収
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>標記事務・権限（11①、12①～③、34②及び35に限る。）については、ご提案の当てはめ修正試案において自治事務に区分されているが、特例制度（基本構成案）を踏まえれば、「法定受託事務」に区分される必要がある。</p> <p>また、本法による経営革新計画又は異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的实施体制による認定の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p>なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないように整合が図られるべきである。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・標記事務・権限（11①、12①～③、34②及び35に限る。）については、「法定受託事務」に区分されること。</li> <li>・税制上の特例措置について、広域的实施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。</li> </ul>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—100]

個表番号	3-⑧	法律名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（H11 法 131）
条 項	39の2①④⑤⑥ 39の3①②④⑤ ⑥ 39の4②③  73①	事務内容	中小企業承継事業再生計画の認定等 中小企業承継事業再生計画の変更の認定、取り消し等 認定中小企業承継事業再生事業者から承継事業者が事業を承継したことの報告を受けること等 報告徴収
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>標記事務・権限については、ご提案の当てはめ修正試案において自治事務に区分されているが、特例制度（基本構成案）を踏まえれば、「法定受託事務」に区分される必要がある。</p> <p>また、本法による中小企業承継事業再生計画に係る認定の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的实施体制による認定の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p>なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないように整合が図られるべきである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標記事務・権限については、「法定受託事務」に区分されること。</li> <li>・ 税制上の特例措置について、広域的实施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。</li> </ul>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—101]

個表番号	3-⑨	法律名	地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)
条 項	20の4③	事務内容	地方公共団体実行計画協議会に対し必要な助言を行うこと
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>当該権限は、地球温暖化対策を推進するにあたり、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進等の企画・立案等に関する全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、地方公共団体実行計画協議会に対し、当該企画・立案等に関する支援措置等の関連施策の紹介等の助言を行うものである。当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局等の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり。</p> <p>なお、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—102]

個表番号	3-⑩	法律名	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 (H4 法 62)
条 項	4①、5、6①③ 7① 8① 9①② 10① 11⑤	事務内容	整備計画の認定等  整備計画の変更の認定等 認定事業者に対する報告の徴収等 認定計画の認定の取消等 特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の通知の受理
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>建設工事は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国としてその適正な施工を確保する必要があると、そのための各種制度を措置している。標記事務は、建設工事の施工に伴い自ずと生ずることとなる産業廃棄物の適正処理を図るための措置であり、建設工事の適正な施工を確保するための国による制度の一つとして実施される必要があることから、国土交通大臣が本法に基づく建設廃棄物処理施設等を整備する者に対する監督を一元的に実施している。</p> <p>したがって、国と異なる主体である広域的实施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な監督権限を担うことはできない。</p> <p>なお、特定周辺整備地区の区域等の通知の受理については、国が同地区について直轄事業を実施するための事業計画の立案等を行う場合があるため、受理するものであり、これを直轄事業の権限を有しない広域的实施体制に移譲することはそもそも馴染まない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、監督を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—103]

個表番号	3-⑪	法律名	資源の有効な利用の促進に関する法律 (H3 法 48)
条 項	16 17①～③ 35 36①～③ 37① 37⑤	事務内容	特定再利用事業者に対する助言 特定再利用事業者に対する勧告、命令等 指定副産物事業者に対する指導及び助言 特定副産物事業者に対する勧告、命令等 特定再利用事業者に対する報告徴収、立入検査等 指定副産物事業者に対する報告徴収、立入検査等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>建設工事は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国としてその適正な施工を確保する必要があるとあり、そのための各種制度を措置している。標記事務は、建設工事の施工に伴い自ずと生ずることとなるコンクリートの塊等の建設副産物について、資源として有効な利用を図るための措置であり、建設工事の適正な施工を確保するための国による制度の一つとして実施される必要があることから、国土交通大臣が本法に基づく建設業者に対する監督を一元的に実施している。</p> <p>したがって、国と異なる主体である広域的实施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な監督権限を担うことはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、監督を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—104]

個表番号	3-⑬	法律名	エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54法49）
条 項	6	事務内容	事業者に対する必要な指導及び助言
	14①		特定事業者による中長期計画書の受理
	<14①>		特定連鎖化事業者による中長期計画書の受理
	15①		特定工場によるエネルギー使用状況等の報告の受理
	<15①>		特定連鎖化工場によるエネルギー使用状況等の報告の受理
	16①～④		特定事業者に対する合理化計画に係る指示、公表
	<16①～④>		特定連鎖化事業者に対する合理化計画に係る指示、公表
	20③		登録調査機関による確認調査結果の報告の受理 （特定事業者）
	<20③>		登録調査機関による確認調査結果の報告の受理 （特定連鎖化事業者）
	60		荷主に対する必要な指導及び助言
	62		特定荷主による計画の受理
	63①		特定荷主によるエネルギー使用状況等の報告の受理
	64①②		特定荷主に対する勧告
87③	特定事業者に対する報告徴収・立入検査		
87⑨	特定荷主に対する報告徴収・立入検査		

## ① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

現行においては、国土交通大臣は、宅地建物取引業、建設業等を所管する大臣としてこれらの業に係る事業者に対する監督権限を有することとなっている。国土交通大臣のこれらの業法（宅地建物取引業法、建設業法等）に係る監督規定は、「用紙番号 国土交通省—56」、及び「用紙番号 国土交通省—80」等の通り移譲しないこととなっている。

このため、ご提案の区域外権限行使をはじめとする「特例的な取扱い」を講じてもお移譲することはできないものである。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、宅地建物取引業、建設業等を所管する大臣として行う標記事務・権限は、これらの業等をそもそも所管しない広域実施体制に移譲することは困難であり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

[用紙番号 国土交通省—105]

個表番号	3-⑬	法律名	エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54 法49）
条 項	76の8① 31① 42 44 45① 46 48 49 50 （31①～50は 76の10による 準用） 87⑫	事務内容	建築物調査機関の登録 登録建築物調査機関に対する適合命令 登録建築物調査機関の登録更新 登録建築物調査機関の事業所の変更に係る届出受理 調査業務規程の作成等の届出受理 登録建築物調査機関の業務の休廃止に係る届出受理 登録建築物調査機関に対する改善命令 登録建築物調査機関の登録取消等 登録建築物調査機関の登録取消等の公示  登録建築物調査機関に対する報告徴収、立入検査

## ①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

登録建築物調査機関は、建築物の省エネ性能に係る維持保全の状況について中立・公平に評価する業務を行っており、評価の信頼性を確保する必要性から、チェックが機動的に行われる必要がある。

このため、登録建築物調査機関の監督は、建築物調査機関登録制度の企画・立案権を有する国が一元的に行うべきものであり、国ではない広域的实施体制において本業務を行うことは適切でない。

## ②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、評価の信頼性を確保する必要性から、本業務は国で行うべきものであり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

[用紙番号 国土交通省—106]

個表番号	3-⑭	法律名	砂利採取法（S43法74）
条項	【河川管理者としての権限】 33 34③	事務内容	砂利採取業を行う者に対する報告徴収 河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所等への立入検査等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○砂利採取業を行う者に対する報告徴収、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所等への立入検査等の事務については、[用紙番号 国土交通省—32]で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—107]

個表番号	3-⑭	法律名	砂利採取法（S43法74）
条 項	【国土交通大臣の権限】 33 34③	事務内容	砂利採取業を行う者に対する報告徴収 河川区域等の区域において砂利の採取を 業として行う者の事務所等への立入検査 等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○当該権限は、国土交通大臣が河川全般に係る河川行政の企画・立案等を行うために必要な河川全般についての動向・実態を広く把握するため、国土交通大臣が河川管理者ではない二級河川を含めた河川全般について報告徴収・立入検査を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、砂利採取業を行う者からの報告徴収・立入検査等を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、砂利採取業を行う者からの報告徴収・立入検査等を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—108]

個表番号	3-⑮	法律名	地すべり等防止法（S33法30）
条 項	※別紙参照	事務内容	※別紙参照
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○地すべり対策事業は、平成 16 年中越地震時に長岡市（旧山古志村）芋川等で見られたように、国土保全上特に重要なものとして、地すべり現象が全国的にも大規模で特殊性を有する、高度の技術力が必要である等の場合に、国土交通大臣が地すべり防止工事の施工及び管理を実施している。</p> <p>○これは、地すべりの機構解明と地すべり防止工事基本計画の策定には、地すべり現象に係る最新知見及び海外技術協力等を通じて蓄積する国際的知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、全国的な人員・資機材を結集し組織的・機動的に対応する必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるもの。我が国は、地質的には変動帯に位置し、国土の半分以上が豪雪地帯となっており、世界的にも有数の地すべり多発国であることから、国全体の知見を総合的かつ確実に反映できるよう、研究機関を含めた全国一体的な実施体制が取られている。</p> <p>○このため地すべり防止行政所管大臣として、大規模で特殊な地すべりへの対策に万全を期し、国民の生命、財産等を守るためには、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処できることにより、国が現在自ら整備・管理している場合と同様に最適な整備・管理方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。</p> <p>○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、地すべりの特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備・管理方法・体制を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、国土交通大臣が実施する地すべり防止工事の施工及び管理については、上述のとおり、甚大な災害からの国民の生命・財産の保護という国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであつて、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。</p> <p>さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、国土交通大臣が実施する地すべり防止工事の施工及び管理については新たな事務類型とし、適切な国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</p> <p>○また、以上のことに鑑みれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「修正試案」中の「国の関与」や「並行権限行使」については、要件・法的効果は不明であるが、認可・同意・並行権限行使はあくまでも事後的・受動的なものであるため、地すべりの日々変化する個別状況への対応や、緊急時等おける迅速な対応に限界がある。</li> </ul>			

指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものでなければ同様である。また、法定受託事務の「処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界がある。

- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まることから地すべりの日々変化する個別状況への対応や、緊急時等における迅速な対応に限界が生じ、現在と同様の整備・管理方法を確保していくことが極めて困難となるおそれがある。

ため、国土交通大臣が大規模で特殊な地すべりによる災害から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。

- したがって、「修正試案」では、国土の根幹的な基盤を維持し、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。

## ② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 上記不都合を解消するためには、広域的实施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

◇国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み

◇地すべり防止施設の整備及び管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的基準にとどまらず、地すべり防止施設の個別・具体の状況に照らして災害発生の防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特定に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）

◇国土保全の及び民生の安定の観点から特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域実施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続きを経ることは不要）

◇広域的实施体制の長が、国土保全の観点から砂防上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

◇広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告提出、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

- また、全国的にも大規模で特殊性を有する地すべり防止対策は、専門的知見を有する人員を集中的又は長期的に投入する必要があるなどの場合があり、上記関与のみでは対策に万全を期すことができないおそれがあるため、慎重な検討を要する。

- なお、個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、新たな事務類型と国の関与について基本的な考え方がまとまった後に、当該事務の内容等を踏まえて具体的に整理していくべきものとする。

- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にす

る必要があることから、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

○さらに、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや、全国の広域的实施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要である。

**③ 移譲の例外とすべきと考える理由**

○国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

個表番号	3-⑮	法律名	地すべり等防止法（S33法30）
条 項	11①② 13 14① 15① 16① 18① 20② 21①② 22① 23①② 33 48①②	事務内容	地すべり防止工事に関する設計等の承認等 兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること 工事原因者に地すべり防止工事を施行させること 地すべり防止工事の附帯工事の施行 他人の占有する土地への立入等 地すべり防止区域内の行為の許可等 国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議 許可取り消し、措置命令等（21②Ⅲは除く） 報告徴収、立入検査等 措置命令 兼用工作物の費用負担の協議 漁港管理者又は港湾管理者に対する協議

[用紙番号 国土交通省—109]

個表番号	3-⑮	法律名	地すべり等防止法（S33法30）
条 項	49	事務内容	都道府県知事に対する報告徴収
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該権限は、国土交通大臣が地すべり等防止法の施行に係る企画・立案等を行うために必要な地すべり全般についての動向・実態を広く把握するため、地すべり防止区域等の管理者である都道府県知事に報告徴収を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>（この欄は空欄です）</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都道府県知事に対する報告徴収を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—110]

個表番号	3—⑩	法律名	中小企業団体の組織に関する法律（S32法185）
条 項	5の7② 5の17① 5の22  5の23  95④、100の11  9  17の2①② （17の2①②）  42①～⑤ 47①～③ 54 69④ 71 67、69①～③ 92 93① 96③ （96⑤）	事務内容	協業組合の事業の転換の認可 協業組合の設立認可 中小企業等協同組合法の準用により公正取引委員会から措置請求を受けること 中小企業等協同組合法の準用により協業組合の役員の変更の届出を受けること等 事業協同組合等の協業組合への組織変更の認可、事業協同組合等の株式会社への変更の届出 商工組合を設立する場合等であって、特別の地域を地区とすることの承認（*） 組合員以外の者に商工組合の事業を利用させることの認可（*） 組合員以外の者に商工組合連合会の事業を利用させることの認可（*）※33において準用 商工組合の設立認可（*） 中小企業等協同組合法の組合の設立等についての規定の準用（*） 中小企業等協同組合法の組合の登記についての規定の準用（*） 中小企業等協同組合法の解散の命令についての規定の準用（*） 中小企業等協同組合法の組合の監督についての規定の準用（*） 商工組合等に対する措置又は解散の命令（*） 商工組合等に対する報告の徴収 商工組合等に対する立入検査 商工組合の事業協同組合への組織変更の届出（*） 事業協同組合の商工組合への組織変更の認可（*）※97②において準用（*）その地区が全国であるものを除く。

## ① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

本法による協業組合又は商工組合の設立に係る認可の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認可を前提としたものであり、広域的实施体制による認可の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。

なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないように整合が図られるべきである。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

税制上の特例措置について、広域的实施体制による認可であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。（必要であれば国の関与等の措置を講ずることを含む。）

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省—111]

個表番号	3-⑰	法律名	海岸法 (S31 法 101)
条 項	※別紙参照	事務内容	※別紙参照
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○海岸保全に係る事業においては、冬季波浪等による海岸侵食や地震・大型台風による津波・高潮による被害のように、国土の保全上特に重要なものとして、工事規模が著しく大きい、工事が高度の技術を要する等の場合に、国土交通大臣が海岸保全施設の整備等を実施している。</p> <p>○これは、施行にあたり波浪及び津波の解析、漂砂の移動機構の解明等と対策計画の立案に、海岸災害に係る最新知見や試験等を通じて蓄積する知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるものである。</p> <p>特に、東北地方太平洋沖地震を受け、総合的かつ効果的に津波対策を推進する必要性が生じたことから、海岸保全施設については、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくこととしているところである。</p> <p>○このため、国土交通大臣としては、大規模で特殊な津波・高潮、侵食への対策に万全を期し、国土を保全し、国民の生命、財産等を守るためには、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処し、国が現在自ら整備している場合と同様に最適な整備方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。</p> <p>○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、津波・高潮、侵食の特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備方法・体制を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○「修正試案」中の「法定受託事務」(第一号法定受託事務)は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、国土交通大臣による海岸保全施設の整備に関する事務は、上述のとおり、大規模な災害からの国民の生命・財産の保護という国家的重要性に係るものであり、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった観点(公共サービス基本法第3条参照)に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、国土交通大臣による海岸保全施設の整備に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備する場合と同等の高い整備水準が全国にわたって安定的かつ永続的に確保されるとともに、国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</p> <p>○また、以上のことに鑑みれば、</p>			

- ・「修正試案」中の「国の関与」や「並行権限行使」については、要件・法的効果は不明であるが、認可・同意・並行権限行使はあくまでも事後的・受動的なものであり、自然公物として日々変化する個別状況への対応が求められる海岸について、現在国自らの事務として整備する場合と同等の高い整備水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の点から有事平時を問わず常時確保していくことを担保する上で限界がある。指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものでなければ同様である。また、法定受託事務の「処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界がある。
- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まり、自然公物として日々変化する個別状況への対応が求められる海岸について、現在国自らの事務として整備する場合と同等の高い整備水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで海岸保全施設の整備上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。

ため、国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。

○したがって、「修正試案」では、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。

○なお、「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるため、当該「事業計画」の内容を明確化して頂きたい。

- 上記不都合を解消するためには、広域的实施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。
- ◇国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み
  - ◇海岸保全施設の整備に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的基準にとどまらず、海岸の個別・具体の状況に照らして災害発生防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）
  - ◇国土保全の観点から海岸保全上特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続きを経ることは不要）
  - ◇広域的实施体制の長が国土保全の観点から海岸保全上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等
  - ◇広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の適時の調査（報告徴収、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知
- また、工事規模が著しく大きく、工事が高度の技術を要する海岸災害対策は、専門的知見を有する人員を集中的又は長期的に投入する必要があるなどの場合があり、上記関与のみでは対策に万全を期すことができないおそれがあるため、慎重な検討を要する。
- なお、個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、新たな事務類型と国の関与について基本的な考え方がまとまった後に、当該事務の内容等を踏まえて具体的に整理していくべきものとする。
- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。
- さらに、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや、全国の広域的实施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要である。
- 効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りや政令市が加入する必要がある。

### ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

個表番号	3-⑰	法律名	海岸法 (S31 法 101)
条 項	2①	事務内容	砂浜の海岸保全施設指定 (*)
	2 の 3④⑤		海岸保全施設の整備案の作成等 (*)
	7①、8①		海岸保全区域占用等の許可 (*)
	8 の 2①		行為の制限の対象となる区域等の指定 (*)
	10②		国又は地方公共団体が占用等するときの協議 (*)
	12①②		許可の取消し又は措置命令等 (*)
	12③		措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等 (*)
	12④⑤		除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等 (*)
	12⑥～⑧		保管した施設等の売却及び代金の保管等 (*)
	12 の 2①～③		処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等 (*)
	13①②		海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等 (*)
	15		海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること (*)
	16①		工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること (*)
	17①		必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること (*)
	18①		やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用 (*)
	18⑦、〈12 の 2②③〉		立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 (*) ※18⑧において準用
	19		海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償 (*)
	20①		海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴収・立入検査 (*)
	21①②		海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令 (*)
	21③、〈12 の 2②③〉		措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 (*) ※21④において準用
22①	漁業権の取消等		
22② 〈漁業法 39⑦～⑮〉	漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対する損失補償 (*) ※22③において準用		
30	海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用負担に関する他の工作物の管理者との協議 (*)		
38 の 2	許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すること		

【様式 2】

			<p>(*)</p> <p>(*) 法第 6 条第 2 項の規定により、海岸保全施設の新設等の工事の規模が著しく大きい場合等において、当該施設が国土保全上特に重要なものであると認め、主務大臣が自ら工事を施工するときに、主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限に限る。</p>
--	--	--	--

[用紙番号 国土交通省—112]

個表番号	3-⑰	法律名	海岸法（S31法101）
条 項	27②	事務内容	国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該条項は、国が費用の一部を負担することとなる海岸保全施設の新設・改良工事の施行に関する海岸管理者からの協議に対する主務大臣の同意を要する旨を規定したものであるが、当該工事に係る国の負担額を定めることとなる事務であり、事務の性格上、国でなければ判断できない。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではない。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○海岸保全施設の新設・改良工事に係る国の負担額の判断は国でしかできないため、移譲の例外とする必要がある。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—113]

個表番号	3-⑰	法律名	海岸法（S31法101）
条 項	38	事務内容	報告徴収（都道府県知事、市町村長及び海岸管理者）
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○当該権限は、国土交通大臣が海岸行政の企画・立案等を行うために必要な海岸全般についての動向・実態を広く把握するため、都道府県知事、市町村長及び海岸管理者から報告徴収・資料提出を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、報告徴収（都道府県知事、市町村長及び海岸管理者）を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—114]

個表番号	3-⑱	法律名	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（S26法97）
条 項	7	事務内容	公共土木施設の災害復旧事業費の決定
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
○災害復旧事業費の決定は、災害復旧事業に係る国の負担額を決定する事務であり、事務の性格上、国でなければ判断できない。			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
○災害復旧事業費に係る国の負担額の判断は国でしかできないため、移譲の例外とする必要がある。 なお、移譲の例外とすることに伴い、主務大臣（国土交通大臣）自ら実施することを含め、公共土木施設の災害復旧事業費の決定を適切に行うための執行体制を検討する。			

[用紙番号 国土交通省—115]

個表番号	3-⑱	法律名	中小企業等協同組合法（S24法181）
条 項	9の2⑦ 9の2の3①② 9の6の2①④ 〈9の6の2①④〉 9の7の5① 〈9の7の5①〉 9の9④ 27の2① 35の2 48 51② 57の5 58の7②③ 58の8 62②④ 66① 96⑤ 104①② 105①② 105の2①② 105の3①～④ 105の4①～④ 106①～③ 106の2①②④⑤ 106の3	事務内容	組合員の福利厚生に関する共済事業を行う事業協同組合等が他の事業を行うことの承認（*） 事業協同組合等が組合員以外の者に所有する施設を用いて行っている事業を利用させることができることの認可等（*） 事業協同組合等の共済規程の認可等（*） 協同組合連合会の共済規程の認可等※9の9⑤において準用（*） 共済事業を行う事業協同組合等に対する保険業法の準用（立入検査、業務改善命令等）（*） 共済事業を行う協同組合連合会に対する保険業法の準用（立入検査、業務改善命令等）※9の9⑤において準用（*） 共済事業を行う一定規模以上の会員数の協同組合連合会が他の事業を行うことの承認（*） 事業協同組合等の設立の認可（*） 組合の役員の変更の届出を受けること（*） 組合員が総会を招集することの承認（*） 定款の変更の認可（*） 共済事業を行う組合等の余裕金運用の制限に関する認可（*） 共済計理人から理事会に提出した意見書写しの提出を受けること等（*） 組合に対し共済計理人の解任を命ずること（*） 組合の解散の届出等（*） 組合の合併の認可（*） 組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと（*） 組合等の運営が著しく不当であると思料する組合員等からの不服の申出を受けること等（*） 組合員等から組合等に対する検査の請求を受けること等（*） 組合から決算関係書類の提出を受けること（*） 組合等に対する報告の徴収（*） 組合等に対する立入検査（*） 組合等に対する法令等違反に係る措置命令等（*） 共済事業を行う組合に対する措置命令等（*） 共済事業を行う組合からの共済代理店の設置等の届出を受けること（*） （*）全国を地区とするものを除く。
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本法による事業協同組合等の設立に係る認可の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認可を前提としたものであり、広域的实施体制による認可の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p>なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における行政庁として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の行政庁との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないように整合が図られるべきである。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>税制上の特例措置について、広域的实施体制による認可であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。（必要であれば国の関与等の措置を講ずることを含む。）</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			



[用紙番号 国土交通省—117]

個表番号	追加 3	法律名	民法 (M29 法 89) ※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (H18 法 50。以下「整備法」という。) 第 38 条の規定による改正前の民法 (整備法第 95 条においてなお従前の例によることとされた特例民法法人の監督)
条 項	38② 67② 67③ 72 77① 77② 83 84 の 2② 84 の 2③ 84 の 2④	事務内容	定款の変更の認可 公益法人への命令 公益法人の検査 残余財産の処分の認可 解散登記の届出の受理 清算人の登記の届出の受理 清算終了の届出の受理 都道府県の執行機関への指示 都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成 都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示

## ① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

平成 20 年 12 月の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行により、各府省において行われていた公益法人の監督事務については、公益法人が新制度への移行を申請することにより、新制度下においては内閣府に一元化されることとなった。ただし、整備法による改正前の民法の規定による公益法人の監督事務については、なお従前の例によることとされており、新制度へ移行する前の特例民法法人については、引き続き、各府省において監督事務を行うこととされている（なお、特例民法法人は、平成 25 年 11 月末までに新制度への移行申請を行わなければ解散したものとみなすこととされている。）。

したがって、公益法人の監督事務に対する広域的实施体制への移譲の検討に当たっては、広域的实施体制への事務・権限の移譲が平成 26 年度を目指していることから移譲の検討の必要性を吟味する必要があるほか、移譲の可否、移譲する際の事務の区分・必要な国の関与等について、制度を所管している内閣府との間において整理する必要がある。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記①のとおり、必要事項について、公益法人制度を所管している内閣府との間において整理されること。

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

特例民法法人を地方整備局が所管する根拠となる事務が広域的实施体制に移譲されない場合には、移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省—118]

個表番号	追加4	法律名	公益信託ニ関スル法律 (T11 法 62)
条 項	2①	事務内容	公益信託の引受けの許可
	3		公益信託の監督
	4①		公益信託の検査、処分の命令
	5①		公益信託の変更の命令
	6		公益信託の変更、併合、分割の許可
	7		受託者の任務を辞する許可
	8		信託法に規定する裁判所の権限に関する事務
	9		公益信託終了時に帰属権利者がいない場合の信託の継続
	<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>		
<p>公益信託制度は、委託者が、一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度であり、許可を行う主務官庁の監督に属することとされている。これにより、公益の増進に寄与するよう適切な監督がなされているところである。</p> <p>これら公益信託の監督事務について、広域的实施体制への移譲に係る検討に当たっては、移譲の可否、移譲する場合の区分・国の関与等について、制度を所管している総務省・法務省との間で整理する必要がある。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>上記①のとおり、公益信託制度を所管している総務省との間において、必要事項について整理されること。</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>公益信託を地方整備局が所管する根拠となる事務が広域的实施体制に移譲されない場合には、移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省—119]

個表番号	追加5	法律名	独立行政法人水資源機構法（H14法182）
条 項	18①	事務内容	特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮
<b>①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○国土交通大臣は、水資源機構の所管大臣として、移譲の例外である事業実施計画及び施設管理規程の認可権限を有する等の立場から、機構を指揮するものであり、当該指揮は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行えないものであり、当該認可権限等を有しない広域実施体制が当該指揮を行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>（この欄は空欄です）</p>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、特定施設の操作に関する指揮を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—120]

個表番号	追加 6	法律名	個人情報保護に関する法律 (H15 法 57)
条 項	32	事務内容	個人情報取扱事業者に対する報告の徴収
	33		個人情報取扱事業者に対する助言
	34		個人情報取扱事業者に対する勧告及び命令
	37、39		認定個人情報保護団体の認定
	40		認定個人情報保護団体の廃止の届出を受けること
	46		認定個人情報保護団体に対する報告の徴収
	47		認定個人情報保護団体に対する命令
	48		認定個人情報保護団体の認定の取消し
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>個人情報保護に関する法律は他省との共管の法律であり、個人情報の保護は政府全体として取り組むべき問題であることから、一部の主務大臣に係る事務・権限のみ移譲されてしまうことについて、他省庁との調整が行われていない現時点において、その移譲の可否を判断することはできない。(そのため、②又は③について記載を行うことが困難である。)</p> <p>また、広域的实施体制が、個人情報の保護に関する法律施行令第 11 条に規定される地方公共団体の長等に含まれるのかが不明確であるため、この点についても主管の消費者庁と調整する必要がある。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

[用紙番号 国土交通省—121]

個表番号	追加 7	法律名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (H18 法 50)
条 項	46②	事務内容	移行期間満了による解散の登記の嘱託
	67②		合併契約に係る理事の定める手続きの承認
	69①		合併の認可
	69②		合併に係る申請書の受理
	69④		合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書の受理
	69⑤		合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書及び意見書の送付
	72②		合併に係る登記の届出の受理
	92		最初の評議員の選任に係る定めめの認可
	94⑥		定款変更の認可
	96①		必要な措置に係る命令
	96②		解散命令
	96③		解散命令の官報掲載
	97		解散命令による解散の登記の嘱託
	104②		移行認定に係る意見聴取への回答
	105		移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理
	106②		移行認定による解散及び設立登記の届出の受理
	108②		行政庁への事務の引き継ぎ
	109②		移行認定登記を怠ったことによる処分の通知
	109⑤		移行認定登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託
	110②		移行期間満了後の不認定処分による解散の登記の嘱託
120④	移行認可に係る意見聴取への回答		
120⑤	移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理		
121①	移行認可による解散及び設立登記の届出の受理		
121②	移行期間満了後の不認可処分による解散の登記の嘱託		
131③	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる処分の通知の受理		
131⑤	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託		

**① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由**

平成 20 年 12 月の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行により、各府省において行われていた公益法人の監督事務については、公益法人が新制度への移行を申請することにより、新制度下においては内閣府に一元化されることとなった。ただし、整備法による改正前の民法の規定による公益法人の監督事務については、なお従前の例によることとされており、新制度へ移行する前の特例民法法人については、引き続き、各府省において監督事務を行うこととされている（なお、特例民法法人は、平成 25 年 11 月末までに新制度への移行申請を行わなければ解散したものとみなすこととされている。）。

したがって、公益法人の監督事務に対する広域的实施体制への移譲の検討に当たっては、広域的实施体制への事務・権限の移譲が平成 26 年度を目指していることから移譲の検討の必要性を吟味する必要があるほか、移譲の可否、移譲する際の事務の区分・必要な国の関与等について、制度を所管している内閣府との間において整理する必要がある。

**② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策**

上記①のとおり、必要事項について、公益法人制度を所管している内閣府との間において整理されること。

**③ 移譲の例外とすべきと考える理由**

特例民法法人を地方整備局が所管する根拠となる事務が広域的实施体制に移譲されない場合には、移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省—122]

個表番号	追加 8	法律名	犯罪による収益の移転防止に関する法律 (H19 法 22)
条 項	9①	事務内容	疑わしい取引の届出の受理
	13		宅地建物取引業者に対する報告の徴収
	14①		宅地建物取引業者に対する立入検査
	15		宅地建物取引業者に対する指導等
	16		宅地建物取引業者に対する是正命令
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく国土交通大臣の標記事務は、宅地建物取引業法に基づく免許及び監督処分権限を有する機関による当該規制対象事業者に関する事務であり、それらの法律に基づく規制・監督と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p> <p>したがって、宅地建物取引業法に基づく事務については「用紙番号 国土交通省—56」のとおりであることから、標記事務についても移譲することはできない。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省—123]

個表番号	追加9	法律名	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（H22 法 67）
条 項	7①④⑤ 8①～③ 21②	事務内容	研究開発・成果利用事業計画の認定等 ※8④において準用 研究開発・成果利用事業計画の変更等 報告の徴収
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>本法による研究開発・成果利用事業計画に係る認定の効果は、農業改良資金融通法等の特例を受けることにあるところ、現在の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的实施体制による認定の場合であっても特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p>なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないように整合が図られるべきである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>特例措置について、広域的实施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、関係当局との間で整理されること。</p>			